

第28回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和4年3月17日（木） 19：30～
場所 本庁舎3階 第一会議室

次 第

1 開会

2 本部長指示

3 議事

（1）各部等からの報告

（2）今後の対応

4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



千葉市のデータは千葉市発表の千葉市民に関するものです。

3月17日版

	千葉市の数値
1 感染の状況（先週比） 3月9日～3月15日	
(1) 新規感染者数（直近7日間平均）（2,956人÷7日）	422.3人（-43.7人）
(2) 新規感染者数（直近7日間合計 人口10万人あたり）	300.6人（-31.2人）
(3) 陽性率（1週間平均）3月7日～3月13日 ※	50.9%（+3.9ポイント）

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

2 医療提供体制の負荷（先週比）

(1) 千葉市 入院者数 3月15日時点		87人（-40人）
(2) 千葉市 現在の療養者数 3月15日時点 （重症1人、中等・軽症等3,841人）	療養者数	3,842人（-495人）
	10万人あたり	390.8人（-50.3人）

注1) 千葉市の人口は 983,211人（令和3年4月1日）

注2) 1(1)、2(1)以外は政府の指標

参考 ★ 千葉県の状況

	★ 千葉県の数値
(1) レベル分類(※) 3月15日時点	レベル2
(2) 即応病床利用率 3月15日時点（先週比）	54.6%（-6.8ポイント）
(3) 重症者用確保病床利用率 3月15日時点（先週比）	16.1%（±0.0ポイント）

※千葉県が設定した指標により評価した県内の感染状況や医療のひっ迫状況などの度合い

（千葉県ホームページ）

レベル2：新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめていますが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができてきている状態

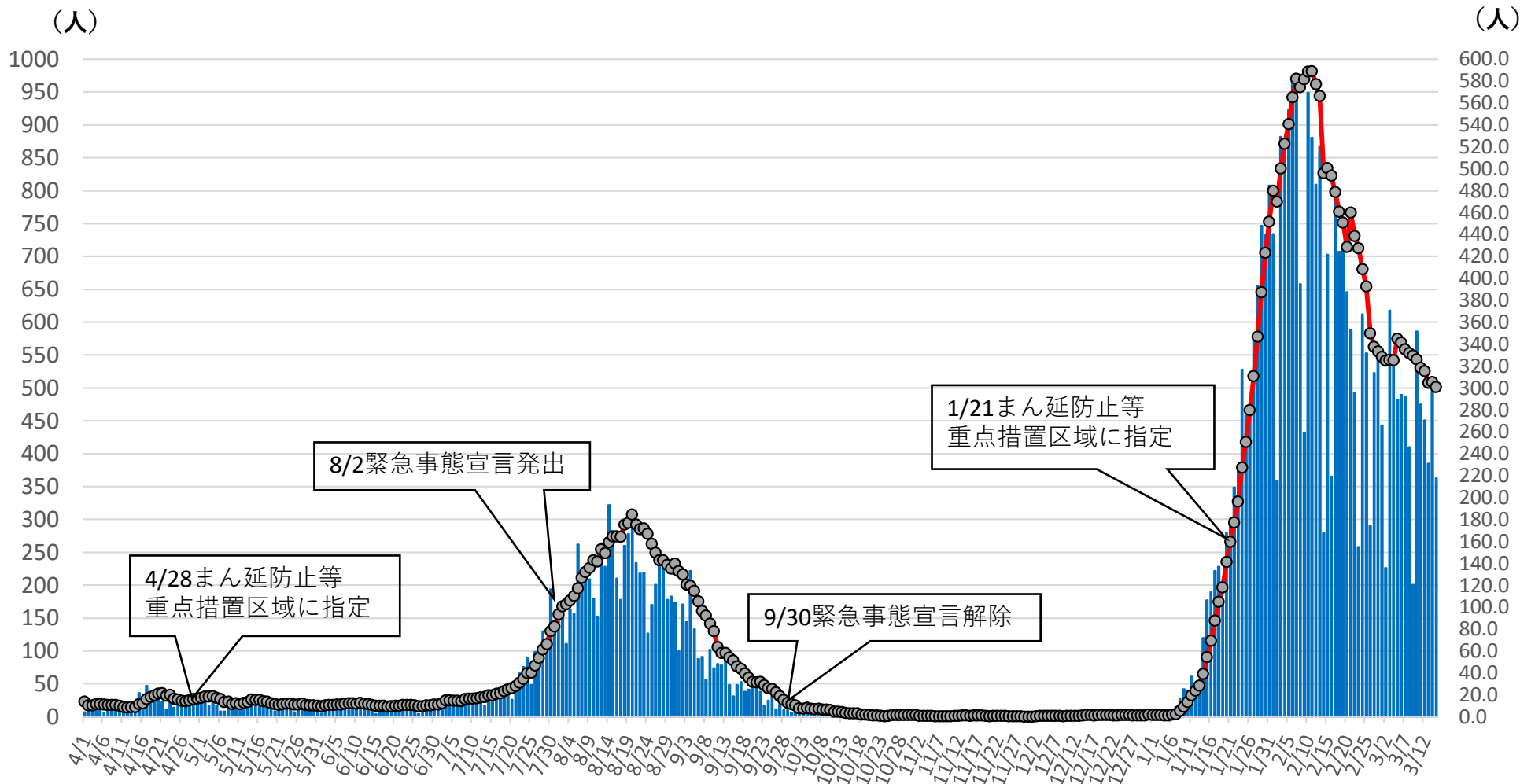
各指標並びに県内の医療提供体制及び感染状況の評価等につきましては、千葉県のホームページでご確認ください。



千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移



3月15日時点



※ 感染者数は千葉市発表分から市外在住者分を除いたものです

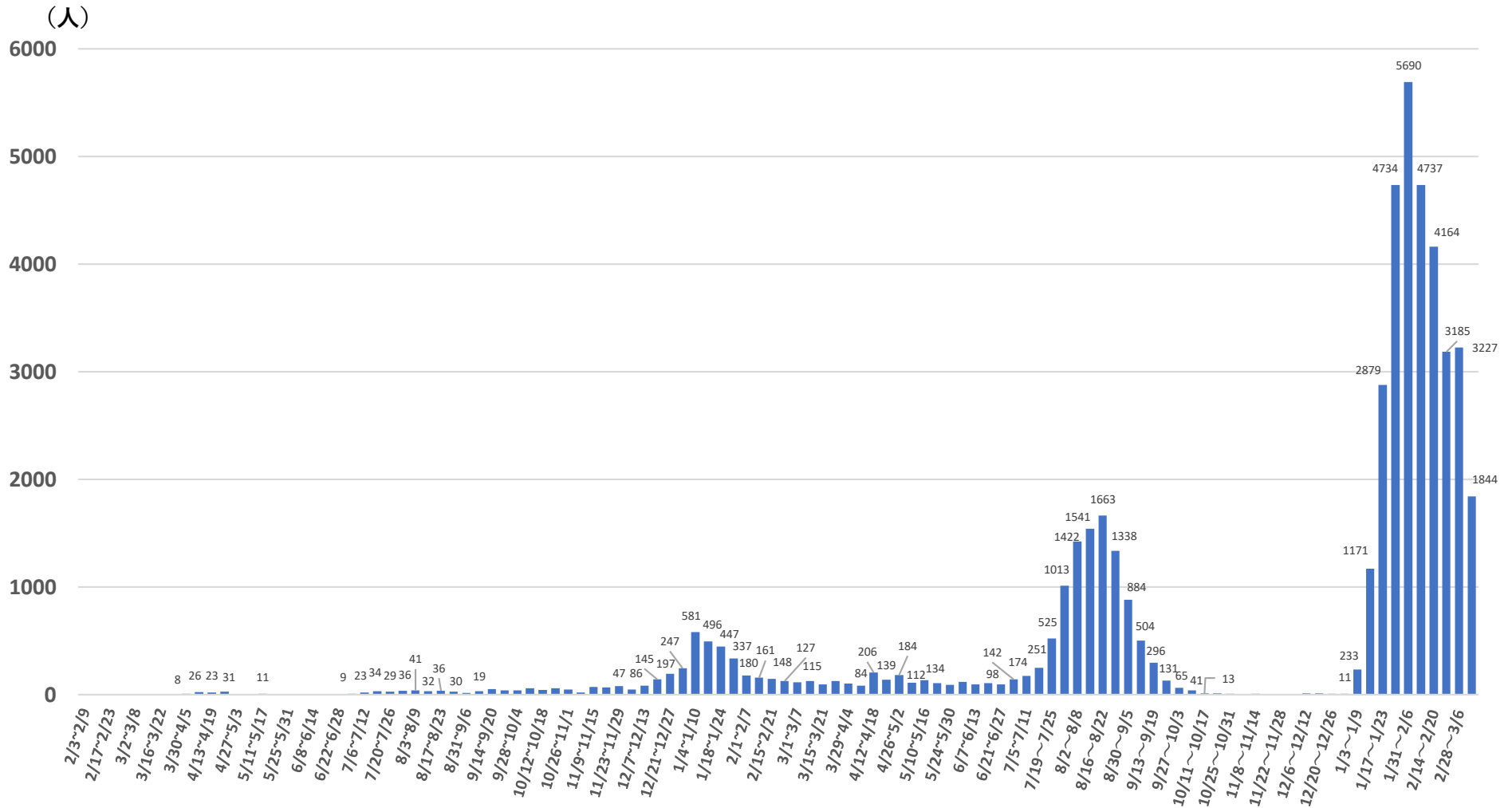
■ 感染者

● 7日間合計（人口10万人あたり）

市内感染者の発生状況（確定日）



3月13日時点



※公表済み的人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

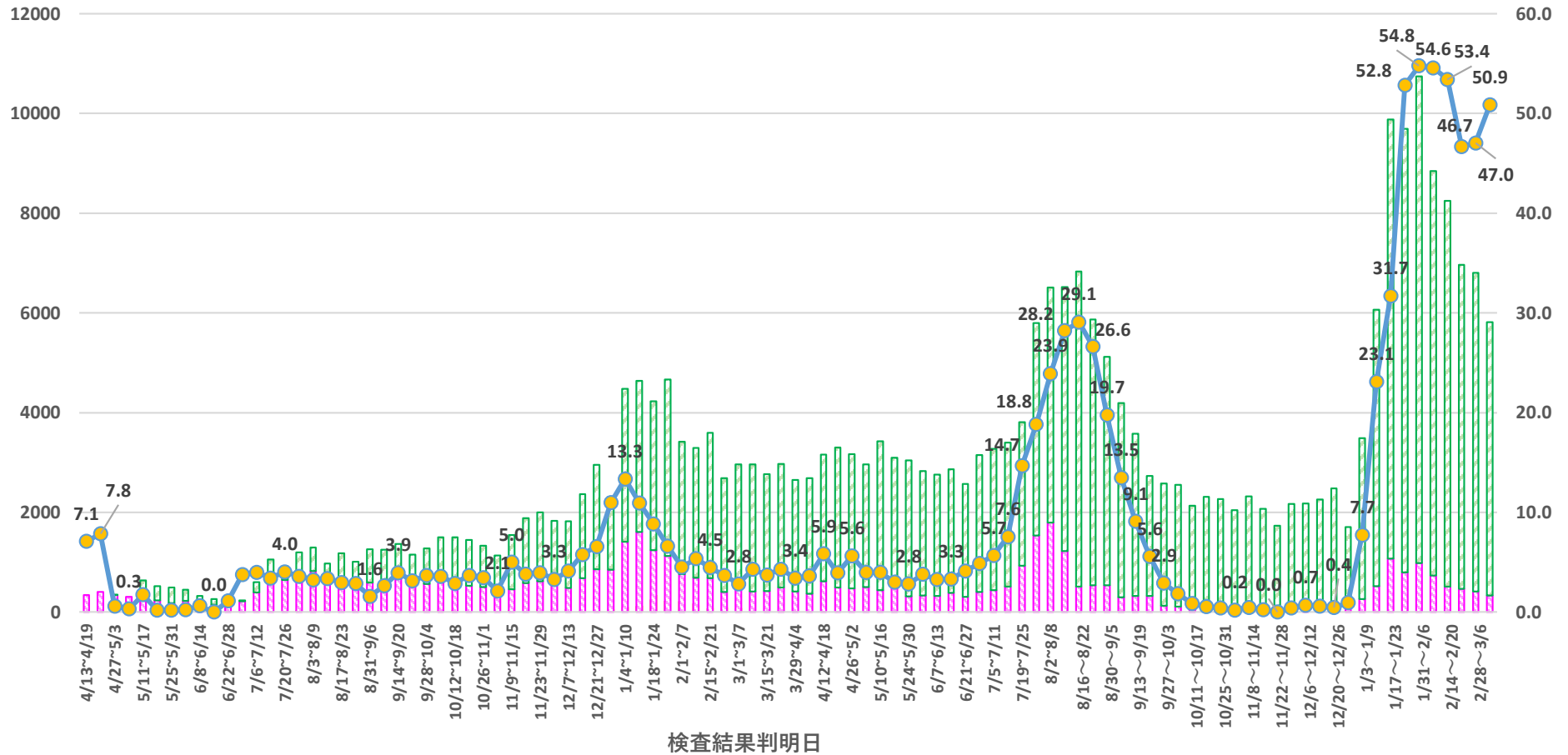
市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率



3月13日時点

検査実施者数

陽性率(%)



医療機関等 (民間検査機関等) 総数

環境保健研究所 総数

陽性率

※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

第52回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年3月17日（木）

午後6時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について
- (3) まん延防止等重点措置の終了に伴う県立学校の対応について
- (4) 医療提供体制の強化等の取組について
- (5) その他

3 閉 会

第52回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

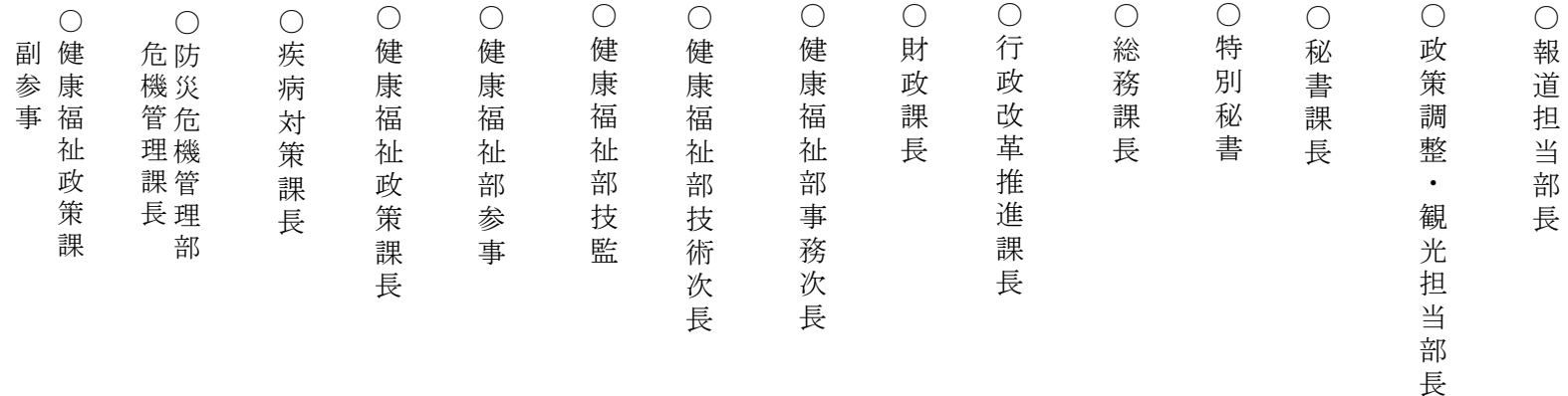
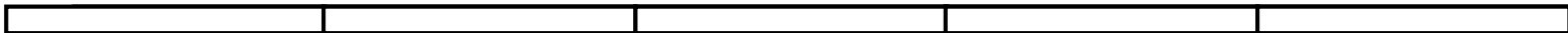
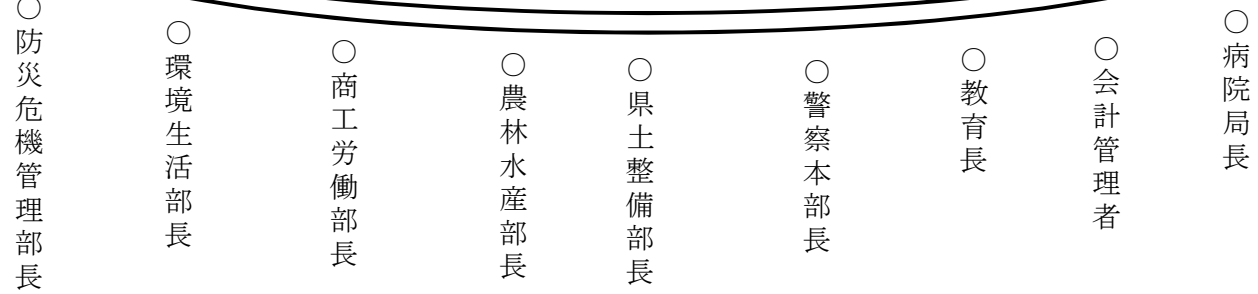
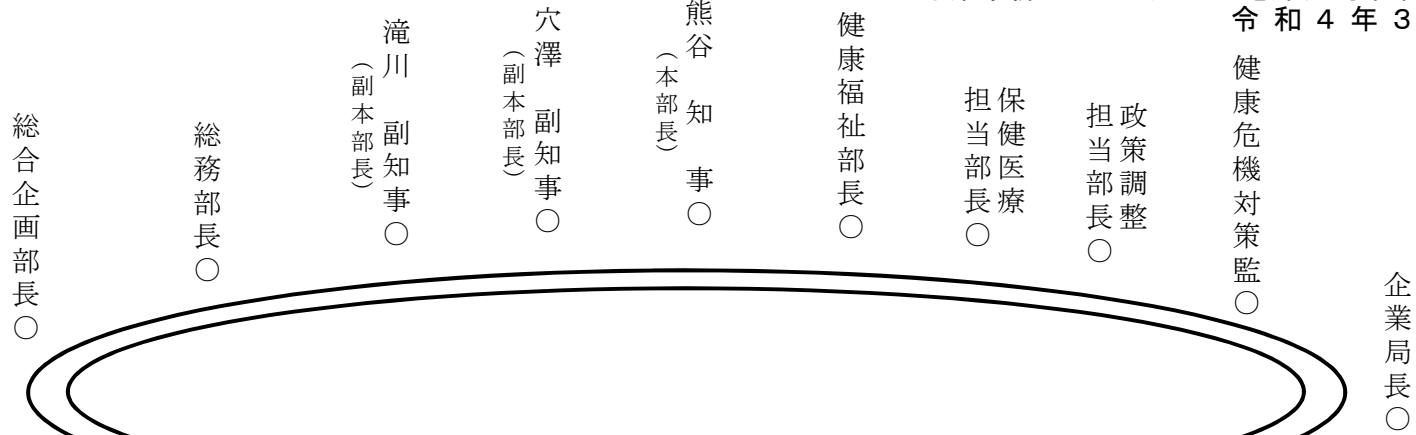
令和4年3月17日（木）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和4年3月17日

オブザーバー
(WEB参加)
千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和4年3月17日(木)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県感染症状況等の推移① [3月16日時点]

項目	1/26	2/2	2/9	2/16	2/23	3/2	3/9	3/16
新規感染者数	2621	3943	4741	4580	3685	3823	3390	3260
新規感染者数（直近7日間平均）	2445.9	3705.4	4933.0	4698.6	4270.6	3597.3	3309.1	3083.9
（直近7日間合計）	17121	25938	34531	32890	29894	25181	23164	21587
直近1週間と先週1週間の比較	2.22	1.52	1.33	0.95	0.91	0.84	0.92	0.93
新規感染者数 （直近7日間合計 10万人当たり）	272.71	413.55	550.56	524.39	476.63	401.67	369.50	344.35
全療養者数 (a)	16523	24324	34674	43708	34132	29272	24369	22533
入院者数 (b)	612	919	1094	1139	1180	1125	1056	906
入院率 (b/a)	3.7%	3.8%	3.2%	2.6%	3.5%	3.8%	4.3%	4.0%
即応病床数【フェーズ2B】	1265	1338	1532	1618	1712	1730	1730	1722
確保病床数【フェーズ2B】 (c)	1464	1696	1668	1673	1767	1776	1776	1774
確保病床【フェーズ2B】に対する入院者数の割合 (b/c)	41.8%	54.2%	65.6%	68.1%	66.8%	63.3%	59.5%	51.1%
確保病床に入院している人数 (d)	—	—	—	—	—	—	—	738
上記の数を踏まえた確保病床使用率【フェーズ2B】 (d/c)	—	—	—	—	—	—	—	41.6%

千葉県感染症状況等の推移② [3月16日時点]

項目	1/26	2/2	2/9	2/16	2/23	3/2	3/9	3/16
重症者用確保病床使用率【フェーズ2B】	3.3%	8.9%	15.3%	25.8%	21.8%	18.5%	17.7%	15.3%
(重症者数)	4	11	19	32	27	23	22	19
(重症者用確保病床数)	123	123	124	124	124	124	124	124
酸素投与を要する人の数（重症者含む） ※病院からの報告ベース	113	267	349	430	434	342	294	220
自宅療養者数及び療養等調整中の合計値（人口10万人当たり）	243.9	362.2	523.2	666.3	512.0	436.0	357.9	331.6
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	16.6%	14.7%	13.9%	14.4%	20.1%	21.6%	23.6%	23.1%
(使用している部屋数)	376	334	314	329	461	495	540	528
(確保部屋数) ※1	2267	2267	2267	2290	2290	2290	2290	2290
ワクチン接種率（2回目） ※2	75.37%	75.46%	75.57%	75.68%	75.79%	75.88%	88.6%	出典データ 更新待ち
ワクチン接種率（3回目） ※2	75.37%	75.46%	75.57%	75.68%	75.79%	75.88%	28.9%	出典データ 更新待ち

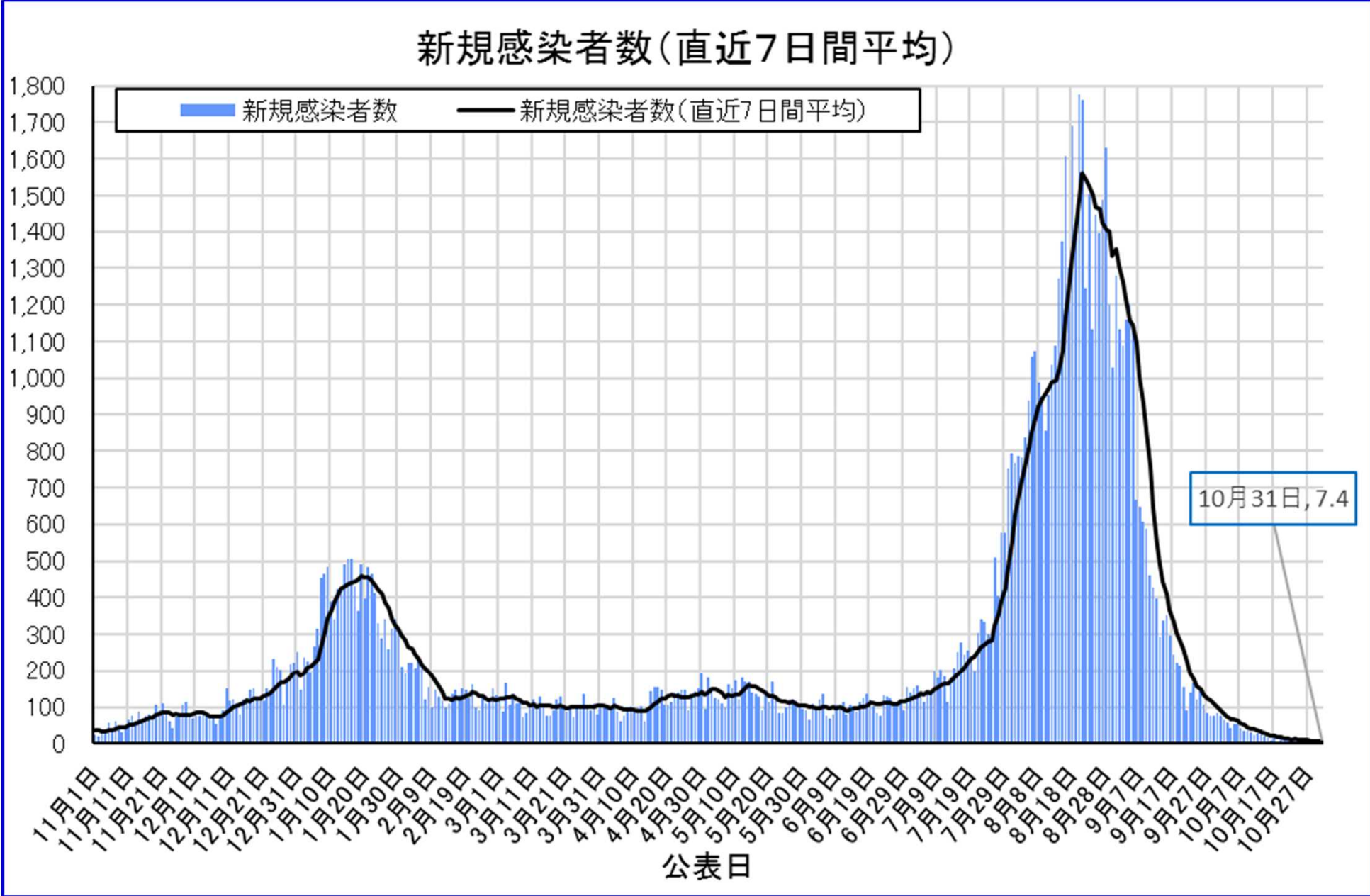
※1 上記の確保部屋数に加え、2月17日から千葉県流山臨時医療施設において、投薬治療を受けた方の経過観察を行う為のトレーラーハウス14室を整備しています。

※2 医療従事者等の先行接種者の記録を含む接種率になります（いずれも12歳以上の人口を分母とし、デジタル庁から提供されるデータを基に算定。）

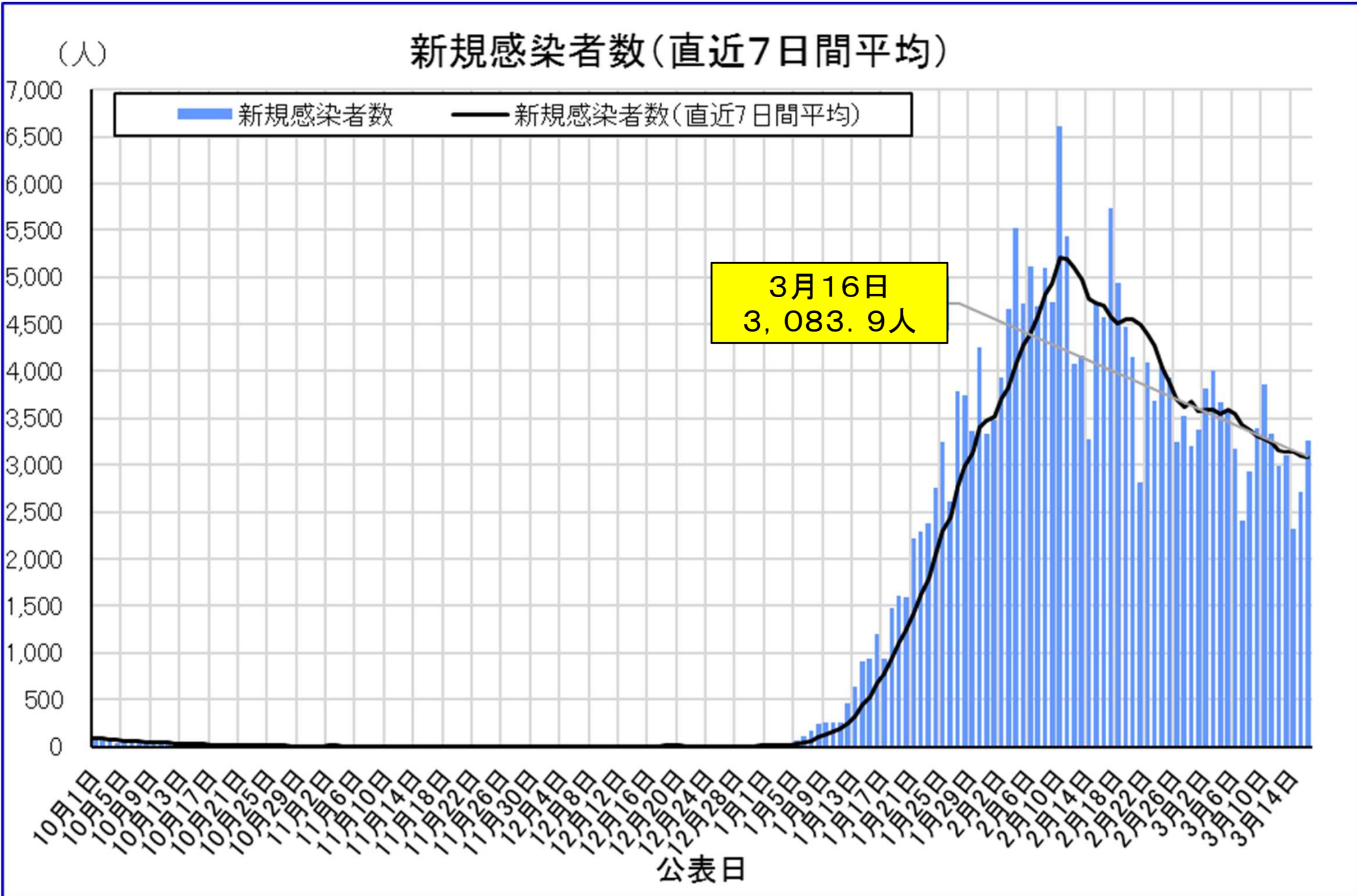
なお、「12歳以上の3回目接種率」は、12歳以上17歳以下は追加接種の対象ではありませんが、接種率の算定にあたって、分母には12歳以上17歳以下の人口が含まれます。

新規感染者数（直近7日間平均）①

○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和4年2月中旬から減少傾向となり、3月16日時点では3083.9人となっている。



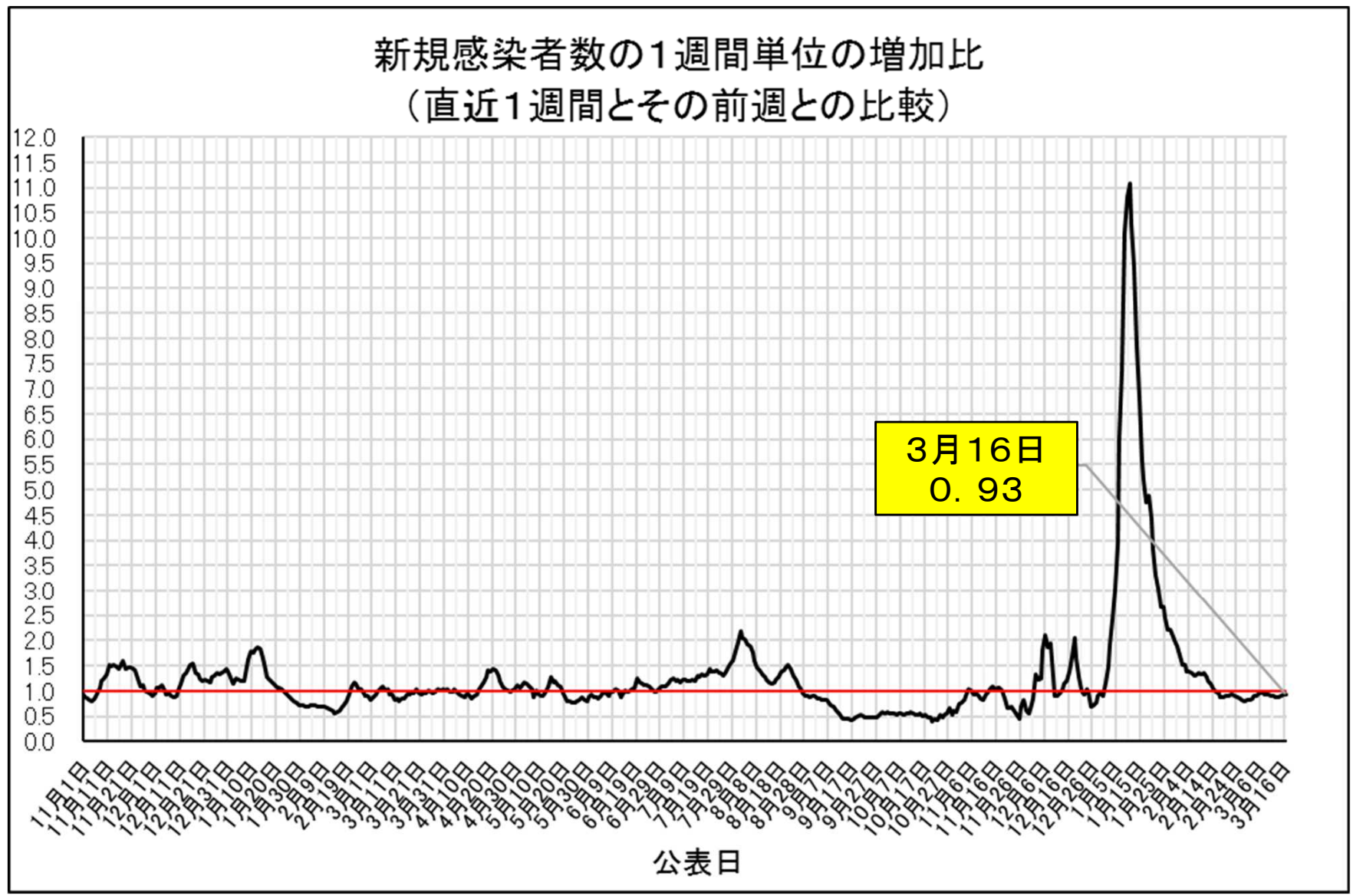
新規感染者数 (直近7日間平均) ②



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

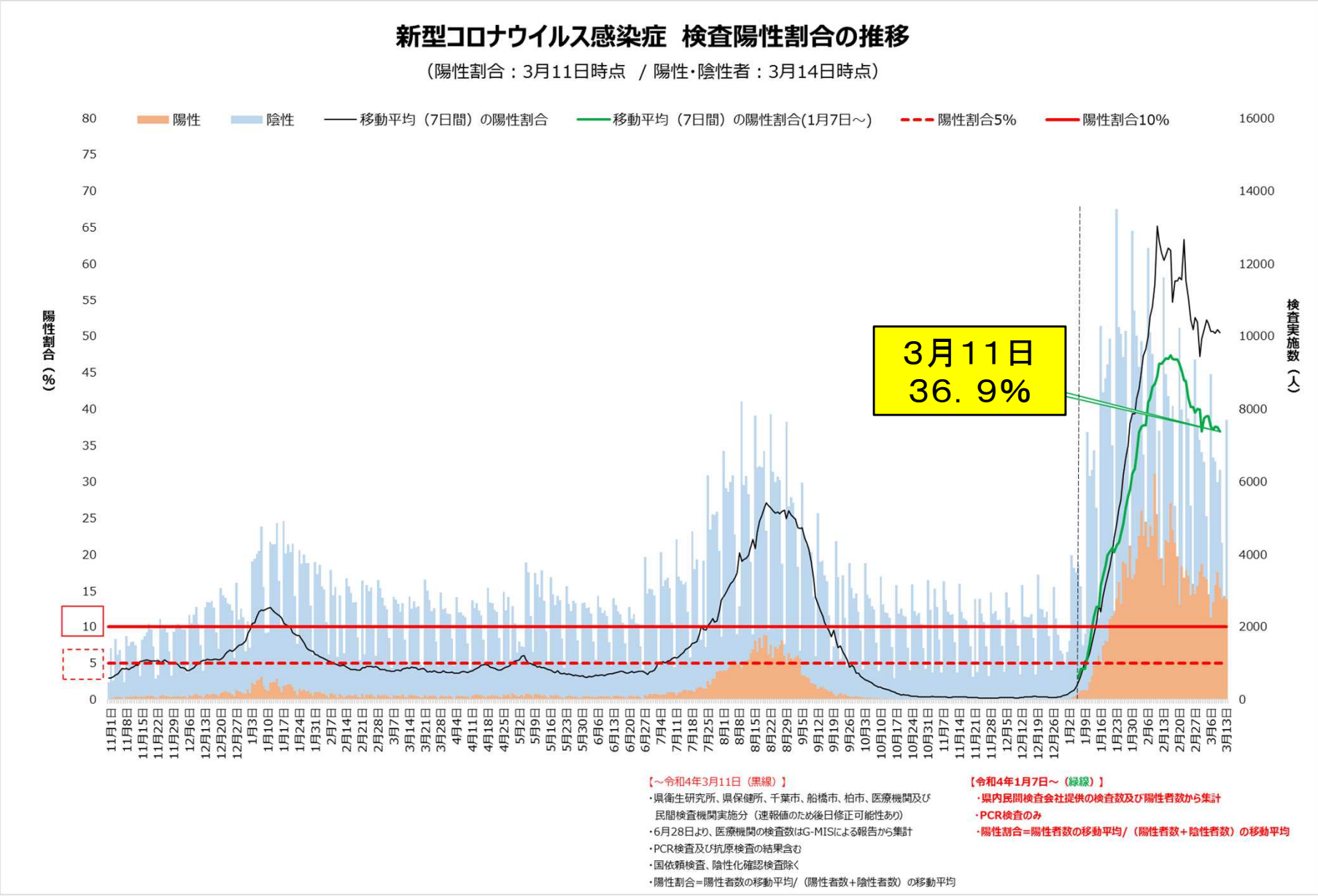
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和4年2月中旬から1を下回り、3月16日時点では0.93となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

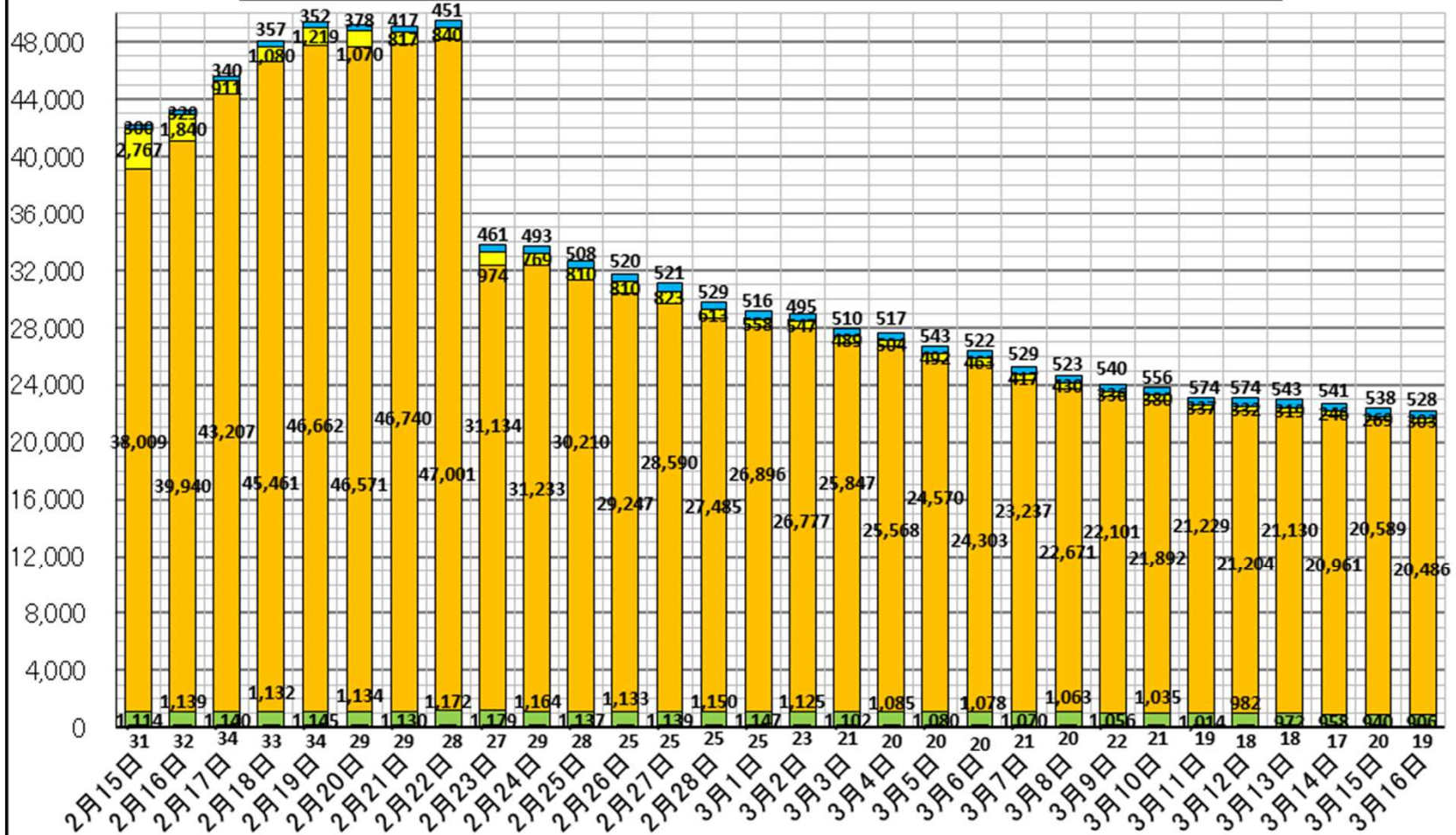
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、令和4年2月中旬から減少傾向となり、直近1週間の平均は36.9%となっている。



感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)

■入院中 ■自宅療養 ■入院・ホテル療養等調整中 ■ホテル療養 ■重症



療養が必要な方: 22,223名

ホテル療養	528名
入院・ホテル療養調整中	303名
自宅療養	20,486名
入院中 (うち重症)	906名 (19名)

重症患者は入院中患者の内数
退院、療養解除、死亡、その他を除く

新規感染者の公表数（令和4年2月14日～）

（ ）内は直近7日間の合計

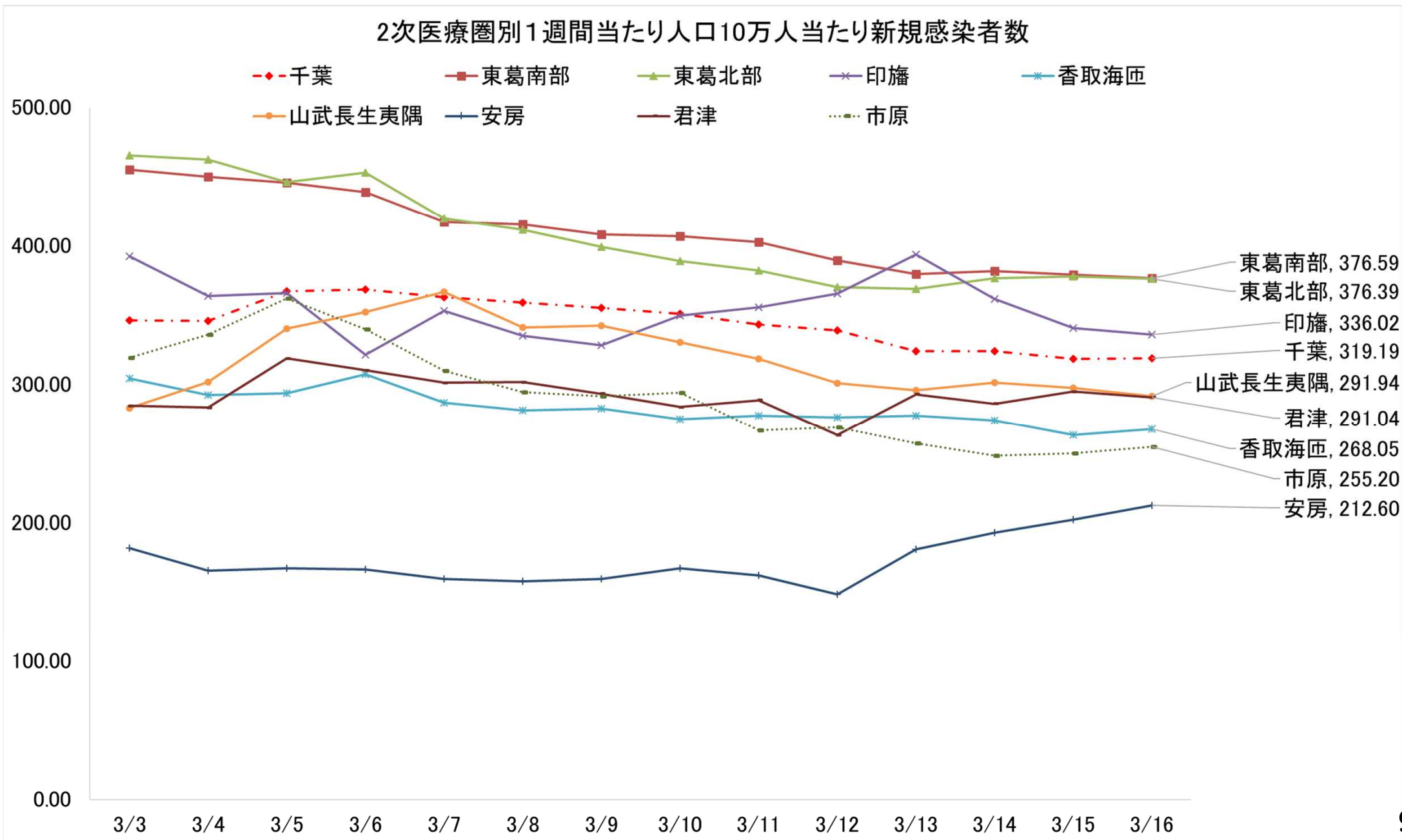
[]内は直近1週間とその前週との比較

	月	火	水	木	金	土	日
2月	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
	3280名 (33402名)	4732名 (33044名)	4580名 (32884名)	5743名 (32024名)	4934名 (31521名)	4468名 (31910名)	4159名 (31896名)
	[1.04]	[0.98]	[0.95]	[0.88]	[0.87]	[0.89]	[0.92]
	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
	2808名 (31424名)	4092名 (30784名)	3684名 (29888名)	4055名 (28200名)	3931名 (27197名)	3256名 (25985名)	3521名 (25347名)
	[0.94]	[0.93]	[0.91]	[0.88]	[0.86]	[0.81]	[0.79]
3月	28日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	3204名 (25743名)	3385名 (25036名)	3823名 (25175名)	4001名 (25121名)	3669名 (24859名)	3583名 (25186名)	3178名 (24843名)
	[0.82]	[0.81]	[0.84]	[0.89]	[0.91]	[0.97]	[0.98]
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	2406名 (24045名)	2935名 (23595名)	3390名 (23162名)	3859名 (23020名)	3344名 (22695名)	2984名 (22096名)	3106名 (22024名)
	[0.93]	[0.94]	[0.92]	[0.92]	[0.91]	[0.88]	[0.89]
	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
	2324名 (21942名)	2710名 (21717名)	3260名 (21587名)				
[0.91]	[0.92]	[0.93]					

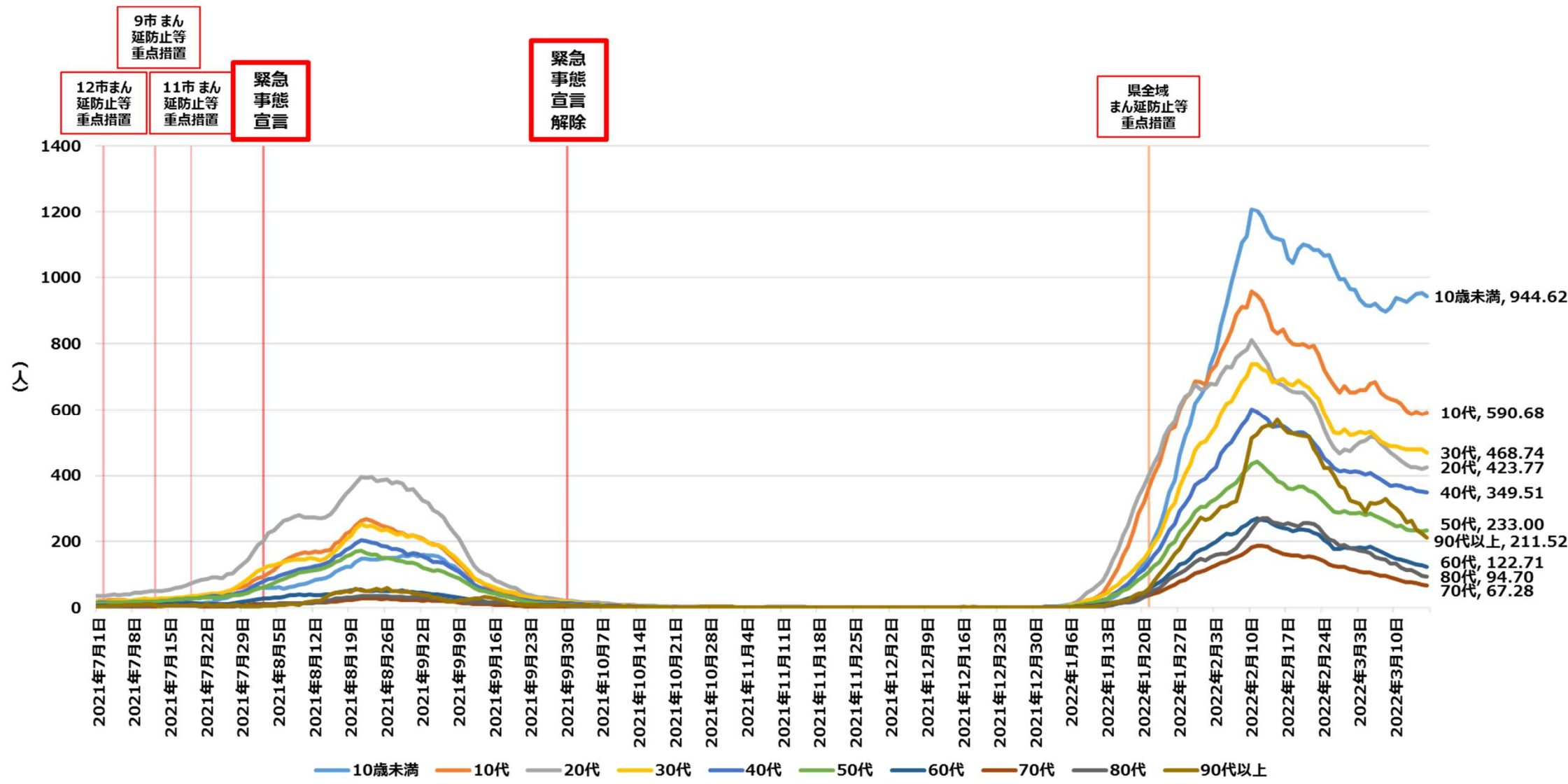
桃色は前週と比較して増加

青色は前週と比較して減少

2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 3月16日発表分まで〉

まん延防止等重点措置終了後の主な取組

令和4年3月17日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

取組の期間	令和4年3月22日（火）から当面の間	
県民の皆様へ	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は控える ● 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を ● 帰省や旅行など、都道府県間の移動は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動は控える
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 黙食を基本。会話をする際は、必ずマスク着用（不織布マスクを推奨） ● 1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数で ● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底 ● 認証店・確認店の利用を ● 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る ● 花見時期における県管理の屋外施設での宴会（お酒を伴う飲食）は控える
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用等の取組を推進 ● 業務継続計画の確認等 	
イベント主催者等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ <p>【収容率・人数上限の目安】</p> <p>① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：収容定員まで</p> <p>② ①以外の場合 収容率：100%（大声なし）又は50%（大声あり） かつ 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方</p>	

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の基本的対処方針及び事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

案

令和4年3月17日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和4年3月17日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県における、まん延防止等重点措置を終了することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- (2) その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的病床等を確保するための具体的措置を講じる。

2 県における基本的な考え方

- (1) 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- (2) 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- (3) 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者に求める。
- (4) 期間は、令和4年3月22日から当面の間とする。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

(1) 県民の皆様へ

○ 感染リスクが高い場所への外出等を控える

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えてください。
 - ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を心がけてください。
 - ・ 帰省や旅行など、都道府県間の移動[※]は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。
- ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

○ 飲食時の注意 ～会話をする際はマスクを着用～

- ・ 飲食は、黙食を基本とし、会話をする際は、必ずマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を着用するようお願いします。
- ・ 1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数でお願いします。
- ・ 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。
※ お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。
- ・ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守ってください。
- ・ 花見時期における県管理の屋外施設での宴会（お酒を伴う飲食）は控えてください。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときにはマスクを着用～

- ・ 「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
※ 「新しい生活様式の実践例」は、千葉県ホームページに掲載しています。
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。
- ・ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、

あらかじめ医療機関に連絡してください。

○ 検査について

- ・ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。
- ・ この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく、知事の要請として扱われます。
- ・ 検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。
「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業」
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>
- ・ 区域は県内全域、期間は、当面の間とします。ただし、感染拡大の状況や、抗原検査キットの供給状況等を踏まえ、一時的に、無料検査は原則として抗原定性検査でなく PCR 検査等を選択するようお願いいたします。なお、今後、更に検査需要が高まり、市場がひっ迫した場合等は無料検査を変更又は中止することがあります。
- ・ 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診、又は、「検査キット配付・陽性者登録センター」の利用をお願いします。「検査キット配付・陽性者登録センター」の詳細は、千葉県ホームページをご覧ください。
「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターについて」
URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/test_distribute_and_register_positive.html
- ・ 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。
- ・ 検査で陽性となった場合は、速やかに医療機関を受診してください。一定の要件を満たす方は「検査キット配付・陽性者登録センター」に登録することで医師の診断を受けることができます。なお、「検査キット配付・陽性者登録センター」では、薬の処方等はいりません。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。
- ・ 検査の際は、今後の対策の参考とするため、アンケートに御協力をお願いします。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第 24 条第 9 項】

【収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画^{*1}を策定し、県による確認を受けた場合
人数上限：収容定員まで
- ② ①以外の場合
収容率：100%（大声^{*2}なし）又は50%（大声あり）
かつ
人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方

※1 感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、「大声なし」の担保が前提です。

※2 「大声」とは「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を呼びかけてください。
- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCO A）の利用を推奨してください。
- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の2週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページやSNS等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。（従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントを除きます。）
- 感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※ 上記の条件のほかは、令和4年3月17日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。

ます。

(3) 事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインを遵守してください。《特措法第24条第9項》
なお、飲食店については、感染防止対策の実施状況を確認するため、引き続き、見回りを行います。
- 出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行（別表中1参照）、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「3つの密」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
 - ※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」及び「事業所におけるオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」を御確認ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20220210workplace.pdf>
 - ※ これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策（別表参照）も参考にしてください。
- ※ 業種別のガイドライン
（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」
（千葉県ホームページ）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
- ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」
（千葉県ホームページ）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。

- 職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の確認等を進めてください。

【問合せ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

無料検査に関すること

取材対応：健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2574
一般問合せ：専用コールセンター TEL 050-5050-1478

※ 9時から17時（土日・祝日を除く）

検査キット配付・陽性者登録センターに関すること

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2604
一般問合せ：コールセンター（検査キット） TEL 03-6779-8260
コールセンター（陽性者登録） TEL 0120-829-125

ただし、飲食店の見回りに関すること

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-3866

別表 これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策

1. 徹底した換気を行ってください。
 - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
 - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
2. 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
 - ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
3. 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
4. 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
5. マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
6. 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
7. 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
8. 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
9. 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
10. 事業所の消毒をお願いします。

花見時期における、県管理の屋外施設における対応について

令和 4 年 3 月 1 7 日

総 務 部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、花見時期における、県管理の屋外施設での宴会（お酒を伴う飲食）は、控えるようお願いします。

記

1 対象施設

自然公園施設、県民の森、都市公園、港湾緑地等

※詳細は別表のとおり

2 対応について

（1）園内等での宴会（お酒を伴う飲食）は、控えてください。

（2）散策の際は、人と人との距離の確保やマスク着用等の感染拡大防止策を徹底してください。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

対象施設と問い合わせ先一覧

全体No	施設名	所管課	問い合わせ先	
1	自然公園施設等 いすみ環境と文化のさとセンター	環境生活部自然保護課	043-223-2956	
2				大房岬自然公園施設
3				勝浦海中公園施設
4				白子自然公園施設
5				片貝自然公園施設
6				上永井自然公園施設
7				館山自然公園施設
8	酪農のさと	千葉県酪農のさと	農林水産部畜産課	043-223-2777
9	県民の森	内浦山県民の森	農林水産部森林課	043-223-2968
10		清和県民の森		
11		館山野鳥の森		
12		船橋県民の森		
13		東庄県民の森		
14		大多喜県民の森		
15	港湾緑地	千葉ポートパーク	県土整備部港湾課	043-223-3838
16		船橋港親水公園		
17		新港公園		
18		潮浜公園		
19		富津みなと公園		
20		上総湊港海浜公園		
21		興津湊海浜公園		
22		袖ヶ浦海浜公園		
23		名洗港海浜公園		
24	都市公園	富津公園	県土整備部公園緑地課	043-223-3241
25		幕張海浜公園（海側）		
26		印旛沼公園		
27		館山運動公園		
28		青葉の森公園		
29		柏の葉公園		
30		北総花の丘公園		
31		長生の森公園		
32		行田公園		
33		蓮沼海浜公園		
34		手賀沼自然ふれあい緑道		
35		羽衣公園		
36		八千代広域公園		
37	千葉県総合スポーツセンター	教育庁教育振興部体育課	043-223-4109	
38	その他	花見川終末処理場 （美浜ふれあい広場）	県土整備部下水道課	043-223-3350
39		江戸川第二終末処理場 （いこいの広場）		

まん延防止等重点措置の終了に伴う県立学校の対応について

令和4年3月17日

教育庁

感染防止対策等を万全にした上で、通常の活動を実施する。

1 基本的な方針

◎感染防止対策を徹底した上で、学校運営を継続

※時差通学を実施した学校については、通常日課とする。

2 具体的な対応

(1) 授業等

◎感染リスクの高い活動については、活動の内容や方法を工夫して実施

(2) 学校行事

◎感染防止対策を徹底し、活動の内容や方法を工夫して実施

(3) 部活動

◎感染防止対策を徹底した上で、通常の活動可

◎県外を含め、他校との練習試合等の交流可

(4) 登下校時など、学校外の活動

◎登下校時や休日の外出の際は、マスクを外して会話をしないよう周知徹底

医療提供体制の強化等の取組

令和 4 年 3 月 17 日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染急拡大に対応するための本県の取組について、次のとおり取りまとめた。

※（○増）とあるのは、令和 4 年 3 月 4 日開催の第 51 回対策本部会議からの増加分

1 医療提供体制の強化

(1) 病床の確保・臨時の医療施設の整備等

ア 病床の確保【拡充】

現在の即応病床は 1,722 床（フェーズ 2 B）（3 月 16 日現在）

確保病床は 1,774 床（フェーズ 2 B）（3 月 16 日現在）

最大確保病床数は 1,866 床（10 床増：3 月 16 日現在）

昨年の夏の感染状況を踏まえ、感染力がより強くなった場合も想定し策定した保健・医療提供体制確保計画に則り、感染状況に応じ病床を確保

イ 入院待機ステーションの設置【継続】

千葉市内 10 床（2 月 7 日から受入れ再開）

ウ 夜間外来を伴う医療機関の確保【継続】

5 医療機関で、2 月 14 日から再稼働

エ 発熱外来の確保【拡充】

838 医療機関（8 機関増：3 月 16 日現在）

うち、公表を承諾した 616 医療機関（44 機関増：3 月 16 日現在）の情報の一覧をホームページで公表

オ 臨時の医療施設等の確保【拡充】

(ア) 県がんセンター旧病棟を活用した臨時の医療施設 48 床（3 月 16 日現在）

(イ) ちばぎん研修センターを活用した臨時の医療施設 110 床（うち投薬病床 35 床、酸素病床 29 床、宿泊病床 46 床）（2 月 3 日稼働）

(ウ) キックマンアリーナ（流山市）を活用した臨時の医療施設 56 床（2 月 17 日稼働）

(エ) エアポートプラザホテル（富里市）を活用した臨時の医療施設 約 50 床（3 月 17 日設置）

※ さらなる感染拡大時の対応

仮に所要の措置を行っても感染が拡大し、医療のひっ迫が見込まれる場合には、県民にさらなる行動制限を求めるとともに、通常医療の制限の拡大の下、緊急的に病床を確保する。また、さらなる医療のひっ迫が見込まれる場合、他の都道府県からの医療人材の派遣等について国へ要請する。

カ 後方支援医療機関等の確保【継続】

112 病院（3 月 16 日現在）

90 介護老人保健施設（3 月 16 日現在）

新型コロナウイルス感染症患者用病床の対応能力を拡大するため、

新型コロナウイルス感染症からの回復患者（療養解除に至っていない者を含む）の受け入れに協力する医療機関を、それぞれが受け入れ可能な患者等の関連情報とともにリスト化し、治療にあたる医療機関に提供

また、退院基準を満たす要介護高齢者の受け入れに協力する介護老人保健施設についても必要な医療機関に提供

引き続きこれらの医療機関等の拡充に向けて、働きかけを実施

(2) 検査体制の充実

千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターの設置【継続】

2月21日に「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」を設置

重症化リスクの低い濃厚接触者又は軽度の有症状者を対象に、抗原定性検査キットを配付するとともに、本人からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認し、発生届の作成・提出を実施

検査キットの配付 2月21日受付開始

50,987キット（22,406キット増：3月16日現在）

陽性者の登録 2月24日登録開始

1,914件（1,353件増：3月16日現在）

(3) 自宅・宿泊療養者への対応

ア 往診体制の強化等

(7) 医療機関を活用した取組【継続】

医療機関等へ往診等について協力を依頼

対応可能医療機関 584機関（3月16日現在）

訪問看護事業所 205事業所（3月16日現在）

(4) 民間事業者を活用した取組【継続】

民間事業者へ委託し、夜間・休日の往診やオンライン診療の実施体制強化

(ウ) 在宅酸素療法への対応【継続】

自宅における酸素療法の実施体制の確保

対応可能医療機関 183機関（3月16日現在）

訪問看護事業所 131事業所（3月16日現在）

医療機関が酸素濃縮装置を確保できない際に貸し出しを実施

確保数 200台（3月16日現在）

(イ) オンライン診療・往診・訪問看護等を行う体制の構築【継続】

往診・訪問看護に対する協力金制度の運用やオンライン診療に係る医師向け研修動画の配信等による更なる体制の強化

イ 自宅療養者フォローアップセンターの設置

保健所の実施する自宅療養者への健康観察業務や健康相談業務を支援するために設置（9月1日から開設）

(7) 健康観察業務【継続】

従事者数 42名（3月16日現在）

(4) 健康相談業務【継続】

① 看護師等による電話相談

従事者数（日中[2月2日から]）20名（3月16日現在）
（夜間[9月1日から]）11名（3月16日現在）

② 医師によるチャット相談

登録医師数（アプリ上）300名以上（3月16日現在）

ウ 自宅療養者の症状把握のためのパルスオキシメーターの確保【継続】

確保数 95,334台（3月16日現在）

自宅への配達について、保健所に配置した車両・ドライバーの活用等に加え、民間宅配事業者への委託により、本庁で処理する方式を追加（1月25日から）

エ 配食サービスの強化【継続】

配送能力 2,500件程度／日（3月16日現在）

サービス申し込みについて、保健所での聞き取りから、千葉県ホームページ電子申請サービスにより陽性者が直接申し込み、本庁で処理する方式に変更（2月1日から）

オ 宿泊療養施設等の確保【継続】

確保室数 2,290室（3月16日現在）

宿泊療養施設の利用促進のため、千葉県ホームページ電子申請サービスを活用し、50歳未満かつ基礎疾患のない陽性者の入所調整を本庁で実施

カ 市町村との連携【継続】

覚書を締結し、患者情報を共有し、健康観察及び生活支援等を実施

覚書の締結数 51市町村

（政令市・保健所設置市を除く全市町村と締結済み）

(4) 保健所の体制強化【継続】

感染拡大が継続する中、保健所が、適切に把握された陽性者の情報に基づき、重症化リスクの高い方に対して、保健所がより重点的に支援できるように、人員体制の確保とともに、保健所業務の効率化を図る。

- ・ 1月11日から応援職員を順次派遣（3月16日現在185人）
- ・ 1月11日から本庁での発生届のハースへの入力
- ・ 市町村職員による応援を受け入れ（3月16日現在15市28人）
- ・ 1月25日から本庁でのパルスオキシメーターの配達処理を開始（1(3)ウ参照）
- ・ 2月1日から本庁での配食サービスの申し込み処理を開始（1(3)エ参照）
- ・ 令和4年1月24日から、新型コロナウイルス感染者等に対して、携帯電話へのショートメッセージ（SMS）を活用して、療養に必要な情報等を提供するシステムの運用を開始
これに伴い、重症化リスクの高い50歳以上か基礎疾患等のある方へ保健所の支援を重点化
- ・ 患者（疑いを含む。）本人による基本情報の入力システム（イマビス）の活用

(5) 医療人材の確保等【継続】

臨時の医療施設等の運営に必要な医療人材について、民間事業者の活用に加え、近隣の医療機関、地域の医師会、訪問看護ステーション等との連携などにより確保を進めている。

(6) ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」【継続】

国が医療機関別の病床の確保状況・使用率等を毎月2回公表することから、各医療機関に対し、G-MISへの病床の使用状況等の入力を徹底

(7) 感染した妊婦への対応強化【継続】

周産期母子医療センター等と連携して、感染した妊婦の入院受け入れ態勢を整備するとともに、自宅療養中の妊婦への容体急変等に備えた対応を強化

- ・ 妊婦対応可能な確保病床を確保
フェーズ2 B 41床 (20機関)
フェーズ3 43床 (21機関)
- ・ 周産期母子医療センターやかかりつけ医者が連携して、自宅療養中の妊婦・胎児の状況をモニタリング
- ・ 広域で入院調整が必要となった場合に、関係医療機関の受入可否等を一斉照会・共有する入院調整一斉照会システムを活用して迅速な調整を実施

2 ワクチン接種の促進【継続】

(1) 現在の接種状況 (3月15日時点)

- ・ 接種対象人口に対する接種率 (医療従事者等を含む)
1回目: 89.5% 2回目: 88.7% 3回目: 33.9%
 - ・ 全人口に対する接種率
1回目: 81.2% 2回目: 80.5% 3回目: 30.8%
- ※ 詳細は別紙

(2) 1回目、2回目未接種者への接種機会の確保

1・2回目接種も引き続き行う旨を県ホームページで周知するとともに、SNSやラジオCMなどを用いて情報発信を実施

(3) 3回目の接種における市町村支援

- ・ 12月から開始された3回目の接種の速やかな実施のため、県による集団接種会場を2月15日から開設
- ・ 3回目の接種を円滑に進めるため、希望するワクチンに偏りが生じないように、交差接種やモデルナ社ワクチンの有効性、安全性を周知するとともに、ワクチンの配分調整や進捗管理等を通して、市町村を支援

- ・ 教員、保育士等の優先接種を進めるよう市町村に対して通知を发出
- ・ 高齢者施設の入所者及び従事者が早期に追加接種を完了するよう、市町村、高齢者施設、医療機関に対して通知を发出

※ 3回目接種のスケジュール

令和3年12月から	医療従事者への接種開始
	高齢者施設入所者等への接種開始
令和4年1月から	一般高齢者への接種開始
2月から	一般高齢者への接種本格化
3月から	64歳以下の方を含め、接種券が届いている 接種間隔6か月以上の方への接種が本格化 職域接種の追加接種が開始

※ 接種券は接種時期が近づいた方へ市町村から送付

(4) 小児へのワクチン接種

- ・ 対象者 5歳以上11歳以下
- ・ 接種回数・間隔 3週間の間隔をあけて合計2回接種
- ・ 使用するワクチン 小児用ファイザーワクチン
- ・ 2月28日から千葉大学医学部附属病院で接種開始

3 治療薬の投与体制の整備

関係機関と連携し、使用可能な医療機関・薬局数を拡大

(1) 中和抗体薬【拡充】

ロナプリーブ

登録医療機関数 186 医療機関

発注数 1,396 人分

ゼビュディ

登録医療機関数 140 医療機関

発注数 2,509 人分

令和4年3月10日厚生労働省公表データ(令和4年2月28日現在)

(2) 経口薬【拡充】

ラゲブリオ

登録機関数 988 医療機関

840 薬局

発注数 3,040 人分 (医療機関)

6,493 人分 (薬局)

令和4年3月10日厚生労働省公表データ(令和4年2月28日現在)

パキロビッド 95 医療機関

9 薬局

製造販売業者提供データ (令和4年3月7日現在)

4 高齢者施設等の感染拡大防止

(1) 感染防止対策の徹底【継続】

ア 基本的感染防止対策の徹底

各施設等に対し、オミクロン株の特性も踏まえ、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等、基本的な感染防止対策の徹底を改めて周知

イ クラスタが発生した施設等への専門家派遣（5 参照）

(2) 施設内療養を行う場合の環境整備【継続】

高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内療養の環境を整備するため、必要に応じて酸素投与を受けながら療養できるよう、診療に当たる医療機関が酸素濃縮装置を確保できない場合には、県が確保した酸素濃縮装置の貸出しを実施

(3) 早期発見のための検査体制整備【継続】

高齢者施設・障害児者施設の従業者等に対する検査に係る集中的実施計画を策定の上、これらの者に対する頻回検査を実施

検査の結果、陽性が確認された者については早期に隔離等の対応をとることでクラスタの発生を抑止している。

- ・ 高齢者施設従事者への頻回検査で感染者が判明した入所施設 204 施設（2 月中。政令中核市を除く。）のうち、感染が職員のみにとどまり、入所者・利用者に拡大しなかったのは 138 施設（68%）
- ・ 障害児者入所施設（児は政令市、者は政令中核市を除く。）従事者への頻回検査で感染者が判明した施設 23 施設のうち、感染が職員のみにとどまり、入所者・利用者に拡大しなかったのは 16 施設（70%）（2 月末時点）

ア 施設従事者に対する検査

全職員を対象に週 1 回の頻回検査を実施

イ 入所者に対する検査

外部と接触のある新規入所者等を対象に、随時検査を実施

(4) 高齢者施設におけるワクチン接種促進の取組【継続】

各市町村及び各施設に対し、接種券が到達していない場合でも接種可能とすること、2 回目接種から 6 カ月経過していない方がいる場合は接種を複数回に分けること等により、できる限り多くの方に早期に 3 回目接種を完了するよう改めて周知徹底

- ・ 2 月末までに追加接種が完了した施設の割合 88%

5 クラスタが発生した施設等への専門家派遣【継続】

感染拡大の防止を図るため、感染症対策に専門的知見を有する医師、看護師等をクラスタが発生した医療機関や高齢者施設等に派遣し、ゾーニングや個人

防護具の着脱等を指導

令和3年度派遣実績（令和4年3月15日現在・延数）

151施設（派遣人数：医師32名、看護師174名、FETP修了者10名）

うち1月以降、108施設（派遣人数：医師19名、看護師120名、FETP修了者4名）

（22施設増、看護師23名増：3月15日現在）

FETP：国立感染症研究所における実地疫学専門家養成研修

6 日常生活の回復

（1） 後遺症対策【継続】

後遺症の診療をテーマとした医療機関向けの研修会を開催するなど、多くの医療関係者が最新の知見を得て、かかりつけ医などの地域の医療機関で、広く後遺症患者に対応できるよう努めている。

（2） 迅速に利用できる検査の環境整備【拡充】

以下の検査を無料で行うため、県内413箇所（75箇所増：3月15日現在）の薬局等の検査実施拠点を整備

ア ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

（令和4年3月31日まで）

ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査及び民間におけるワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組で求められる検査を無料化

イ 感染拡大傾向時の一般検査事業

知事の要請に応じて、感染に不安を感じる無症状の県民が受検する検査を無料化

1月27日から、一時的に、原則として抗原定性検査でなくPCR検査等を選択していただくよう要請

（3） レベルについて【継続】

1月1日にレベル2に移行

今後の感染状況、医療提供体制等により、レベルの変更を適宜検討

（4） 社会機能維持者の事業の継続について【継続】

濃厚接触者とされた社会機能維持者については、当該者の業務への従事が事業の継続に必要な等、一定の要件を満たせば、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から5日目、抗原定性検査キットを用いる場合は4日目と5日目の結果が陰性であれば、待機を解除することを認める。

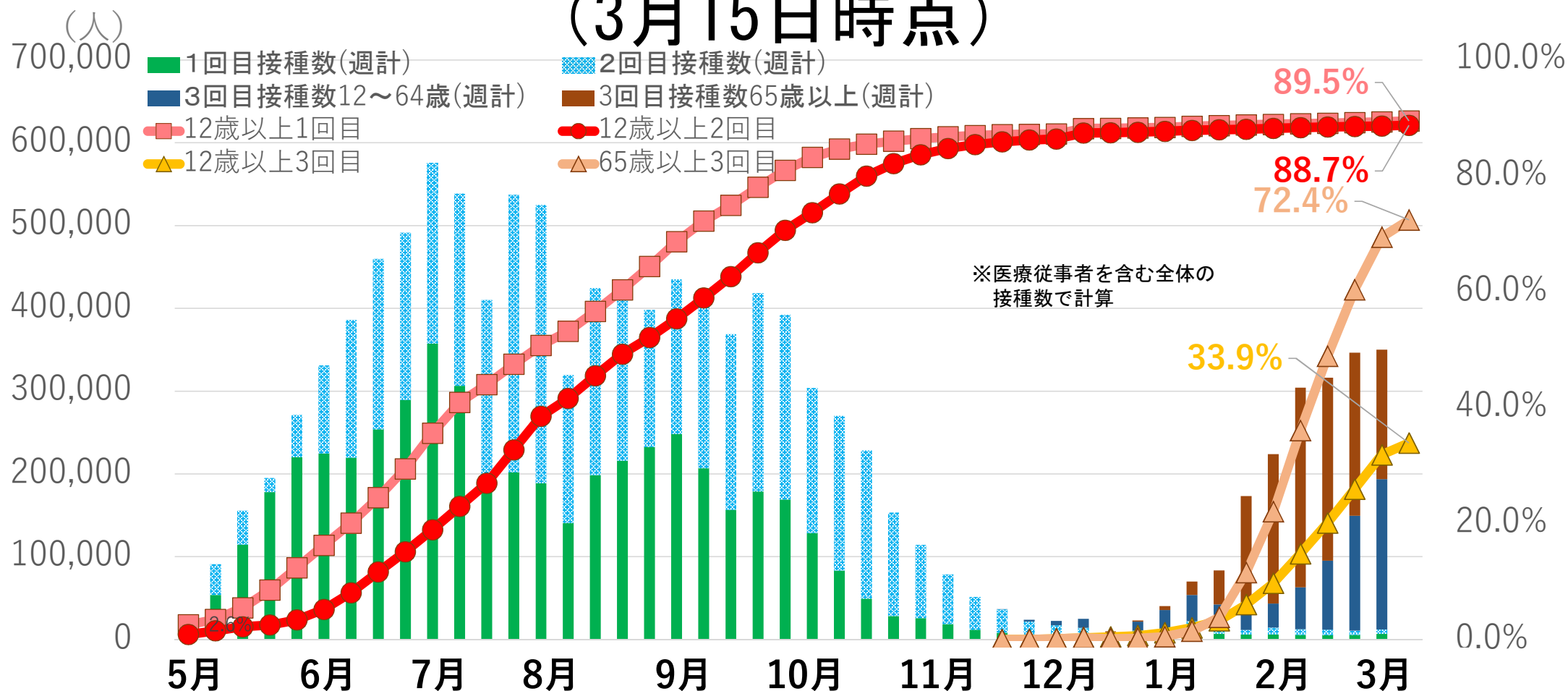
なお、高齢者施設及び障害児者施設等の業務継続のため、3月4日から、これらの施設で従事する社会機能維持者が濃厚接触者となった場合に早期に待機を解除するための抗原定性検査キットを配付

※ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和4年1月5日(令和4年2月2日一部改正)事務連絡)中の「濃厚接触者の取扱い」参照

(5) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の臨床症状による診断について【継続】

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっていることから、令和4年1月27日から、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を可能とする。

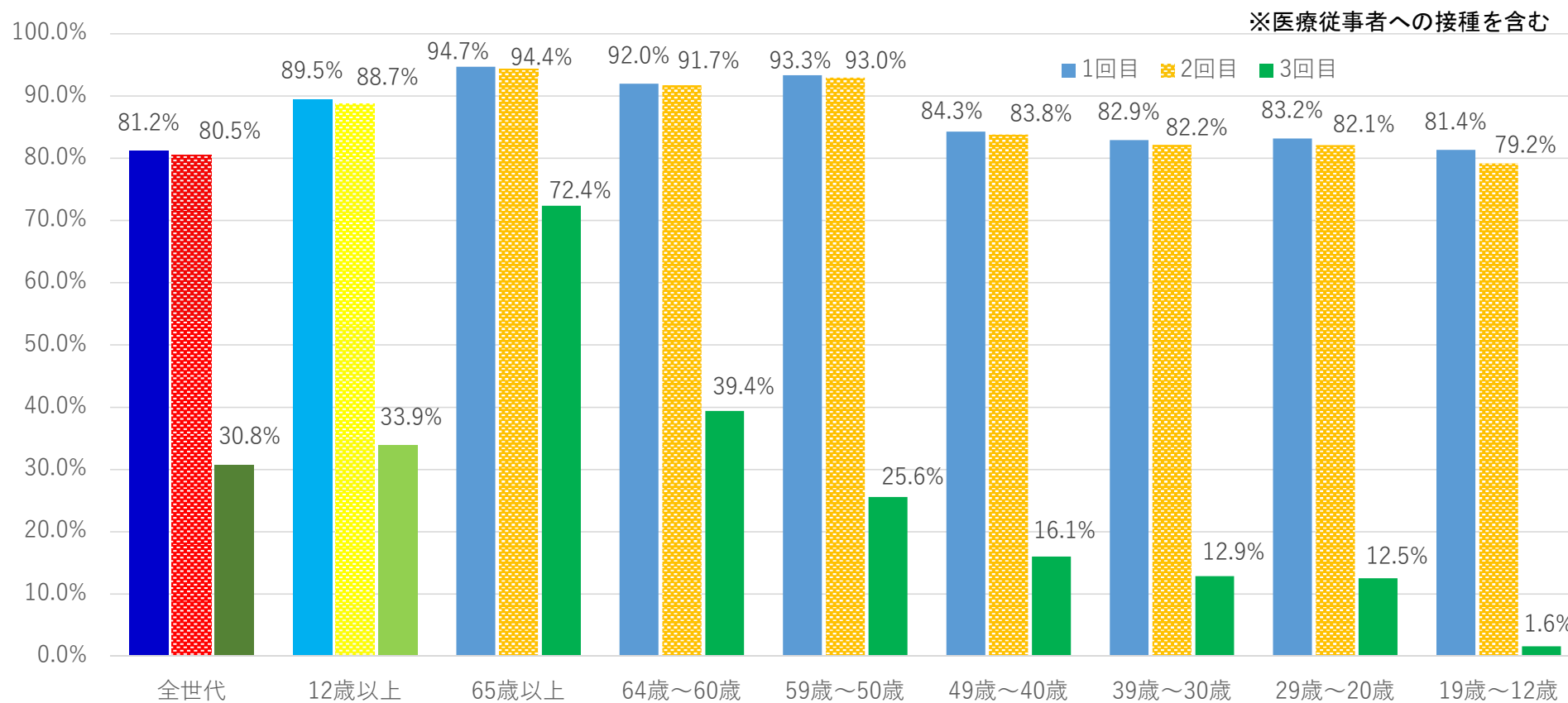
本県のワクチン接種率及び接種数の推移 (3月15日時点)



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され、集計されたデータを用いている。
 VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

世代別のワクチン接種率

3月15日時点



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され集計されたデータを、令和3年4月1日時点の人口データにより一部補正している。
VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

令和4年3月17日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

「G o T o イート」事業及び 「千葉とく旅キャンペーン」事業の再開について

飲食店等を支援する「G o T o イート」事業について、3月22日（火）から、食事券の利用を再開いたします。

また、新規の販売については、高いレベルでの感染防止対策を行っている認証店限定の食事券（25%のプレミアム付き）について、3月22日（火）から販売を再開します。

なお、認証店及び確認店向け食事券（20%のプレミアム付き）については、一定期間経過後に感染状況等を踏まえ、販売を再開する予定であり、再開する際は、改めて発表します。

現在利用停止中の宿泊優待事業である「千葉とく旅キャンペーン」について、3月24日（木）から、千葉県民の方を対象として、新規予約の受付及び宿泊割引等を再開します。なお、隣接県の方の利用を再開する際は、改めて発表します。

1 「G o T o イート」事業

(1) 食事券等の利用の再開について

令和4年3月22日（火）から、これまで利用を控えて頂いていた、発行済みの食事券・ポイントの「利用を控える旨の呼びかけ」を解除し、利用を再開します。

(2) 認証店限定食事券（25%のプレミアム付き）の販売の再開について

県内の高いレベルでの感染防止対策を行っている認証店限定で使用できるプレミアム付き食事券について発行を再開します。

- ①発行数 約2万セット（約2億5千万円分）
- ②販売価格 1セットあたり10,000円（25%のプレミアム付き）
（12,500円分の食事券を10,000円で販売）
- ③販売日 令和4年3月22日（火）午前10時から（売切れ次第終了）
- ④利用期限 令和4年5月20日（金）まで
- ⑤購入方法 LINEによるオンライン購入（電子クーポンのみ）
購入制限 1回の購入当たり一人2セットまで
※利用できる認証店は、「G o T o イート」事業公式サイトで確認できます。

(3) 認証店及び確認店向け食事券（20%のプレミアム付き）の販売の再開について

認証店及び確認店向け食事券（20%のプレミアム付き）については、一定期間経過後に感染状況等を踏まえ、販売を再開する予定であり、再開する際は、改めて発表します。

- ①発行予定 約21万1千セット（約25億4千万円分）
（内訳） A 電子クーポン：約15万3千セット（約18億4千万円分）
B 紙券：：約5万8千セット（約7億円分）
②販売価格 1セットあたり10,000円（20%のプレミアム付き）
（12,000円分の食事券を10,000円で販売）

※利用期限や購入方法は、再開する際に改めて発表します。

※認証店：千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店

確認店：千葉県飲食店感染防止基本対策確認店

（4）問い合わせ先

（利用者向け）

- ・食事券の購入方法、利用方法等の詳細は、利用者向け「Go To イート」事業公式サイト（<https://www.chiba-gte.jp/user/>）をご覧ください。
- ・電話での問い合わせ：Go To イート千葉県事務局
TEL：0570-052-120（平日10：00～19：00）

（飲食店向け）

- ・「Go To イート」の加盟店の募集・登録等の詳細は、飲食店向け「Go To イート」事業公式サイト（https://www.chiba-gte.jp/member_store/）をご覧ください。
- ・電話での問い合わせ：Go To イート千葉県事務局（飲食店向け）
TEL：0570-052-080（平日10：00～19：00）

2 「千葉とく旅キャンペーン」について

（1）利用を再開する方

千葉県民の方

※ 旅行・宿泊商品について1人泊あたり最大5千円割り引くほか、平日に宿泊した場合は1人泊あたり2千円分のクーポン券をプレゼントします。

（2）新規予約受付の再開日

令和4年3月24日（木）から

- ・登録された旅行会社等において、キャンペーンの対象となるツアー・宿泊商品をお申込み下さい。
- ・販売準備のできた旅行会社等から順次販売を開始します。各社の販売開始日については特設ホームページに掲載していきます。

（特設ホームページアドレス <https://chibatokutabi-cpn.com/>）

（3）宿泊割引等の再開日

令和4年3月24日（木）チェックインから

（4）利用期限

令和4年4月29日（金）チェックアウト（4月28日（木）宿泊）まで。

（5）隣接県の方の利用について

現在調整中であり、4月1日（金）以降、随時、拡大します。

※ 今後の詳細は、特設ホームページで掲載していきます。

（6）問い合わせ先

○メールでの問い合わせ：

E-mail：chibatokutabi-cpn-agent@bsec.jp

○電話での問い合わせ：「千葉とく旅キャンペーン」一般コールセンター

TEL：0570-077-782（平日9：00～18：00）

※令和4年3月22日（火）から

【参考】

1. 「GoToイート」事業の概要

農林水産省が行う「GoToイート」事業は、感染症対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するものです。

(事業の停止について)

食事券の新規発行の一時停止 (令和4年1月15日～令和4年3月21日)

※3/22～認証店限定食事券のみ販売再開)

食事券の利用を控える呼びかけ (令和4年1月25日～令和4年3月21日)

25%プレミアム付きの食事券

- ・認証店・確認店向け食事券：約36億円の発行分は完売。
- ・認証店限定食事券：3億円の発行分のうち約5千万円を販売済み

20%のプレミアム付きの食事券

- ・電子クーポン：22.5億円の発行分のうち、約4億円分を販売済み
- ・紙券：7.5億円の発行分のうち、約5千万円分を販売済み

2. 「千葉とく旅キャンペーン」の概要

キャンペーンの対象となる宿泊を伴うツアーや宿泊商品について1人泊あたり最大5千円割引引くほか、平日に宿泊した場合は1人泊あたり2千円のクーポン券をプレゼントするキャンペーン。

〈優待内容〉

①宿泊を伴うツアー・宿泊商品の割引

ツアー代金・宿泊料金 (税込)	割引額
1人1泊あたり 10,000円以上	5,000円
1人1泊あたり 6,000円以上 10,000円未満	3,000円

※ただし、同一宿泊施設での利用は、3連泊まで。また日帰り旅行は対象外。

②クーポン券のプレゼント

平日 (月～金) に宿泊した場合は、クーポン券をプレゼント

- ・クーポン券：1人1泊あたり2,000円分
- ・利用期間：旅行期間中

〈感染拡大防止対策〉

本キャンペーンを利用するためには、ワクチンを2回接種 (2回目から14日以上経過) していること又はPCR検査等の結果が陰性であることが必要です。

検査の種類	陰性証明の有効期限
PCR検査・抗原定量検査	検体採取日より3日以内
抗原定性検査	検査日より1日以内

※旅行会社又は宿泊施設で確認します。

〈今までの経緯〉

令和4年1月 6日 事業開始

1月15日 新規予約受付の停止 (当面の間)

1月21日 予約済の旅行・宿泊商品の割引利用の停止 (当面の間)

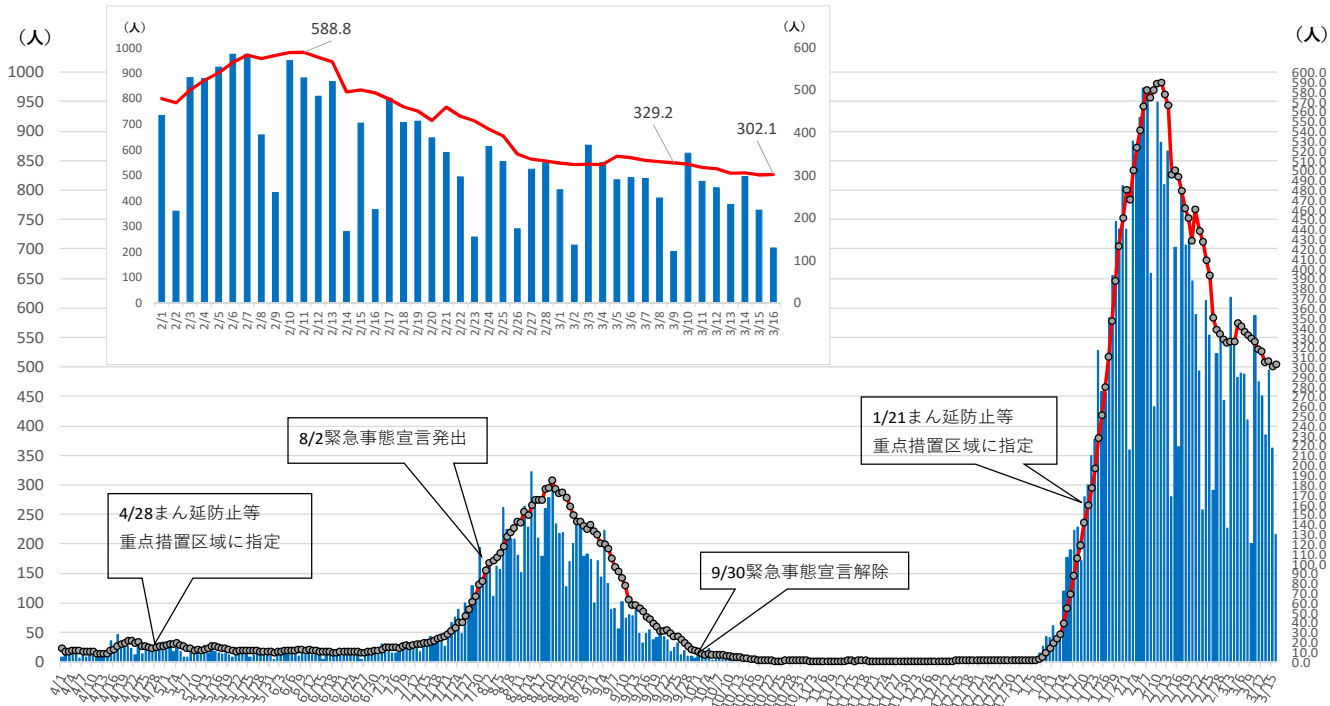
【問合せ先】商工労働部経営支援課 (「GoToイート」事業)

043-223-2790

商工労働部観光誘致促進課 (「千葉とく旅キャンペーン」事業)

043-223-2484

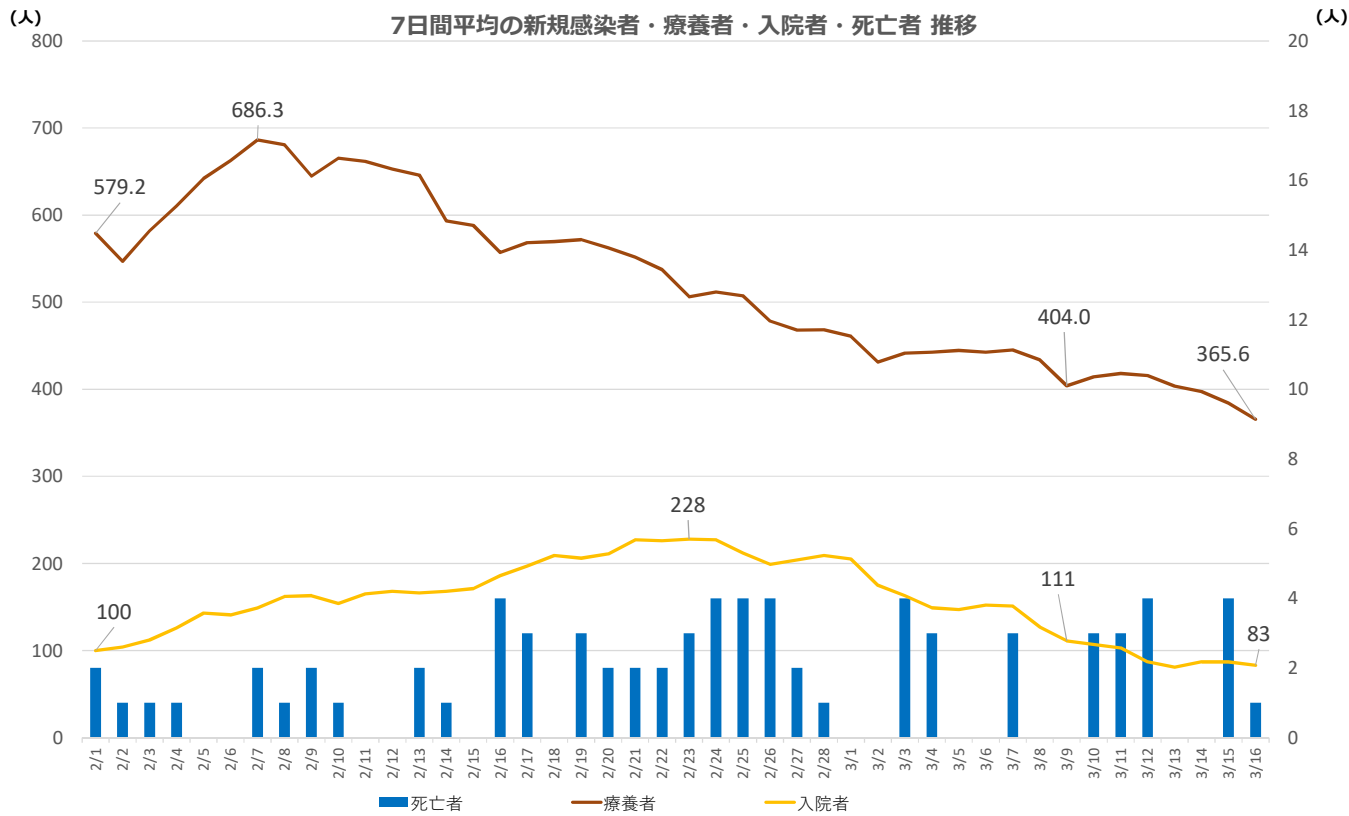
千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移



※ 感染者数は千葉市発表分から市外在住者分を除いたものです

■ 感染者

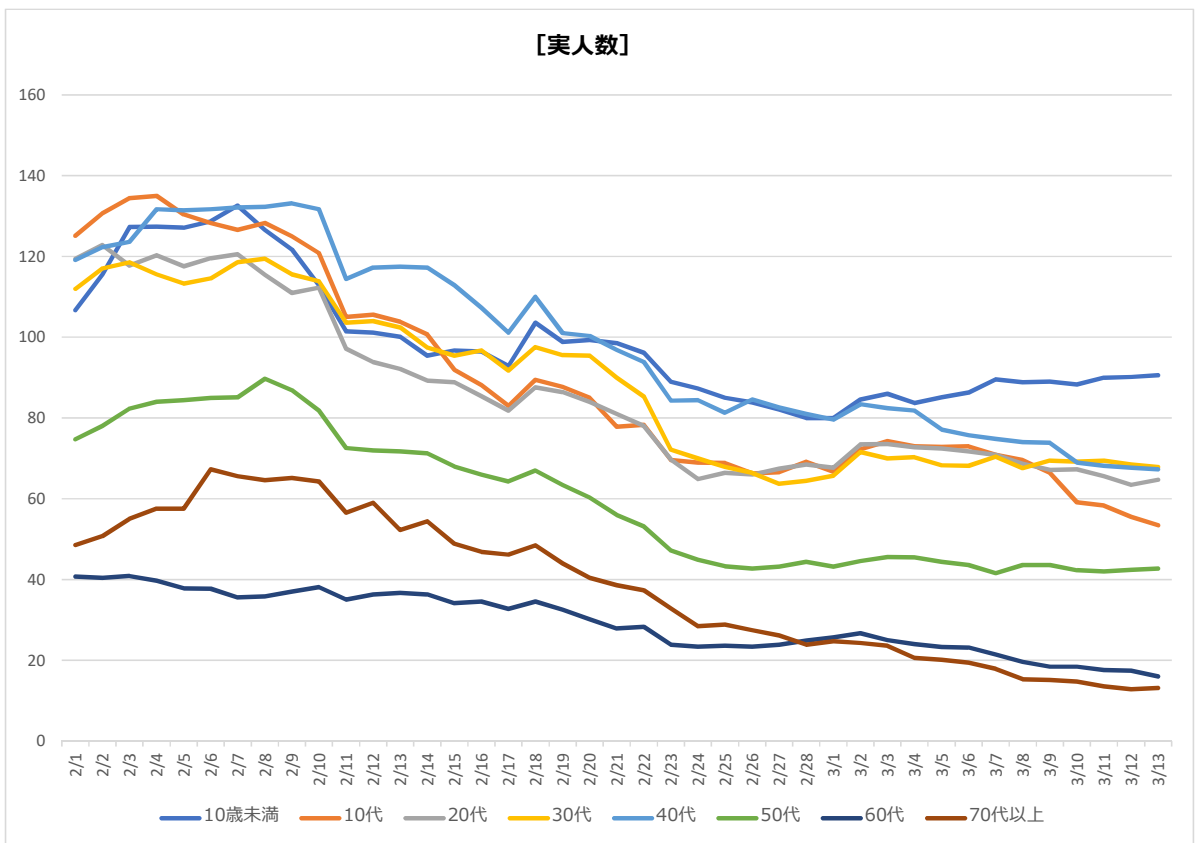
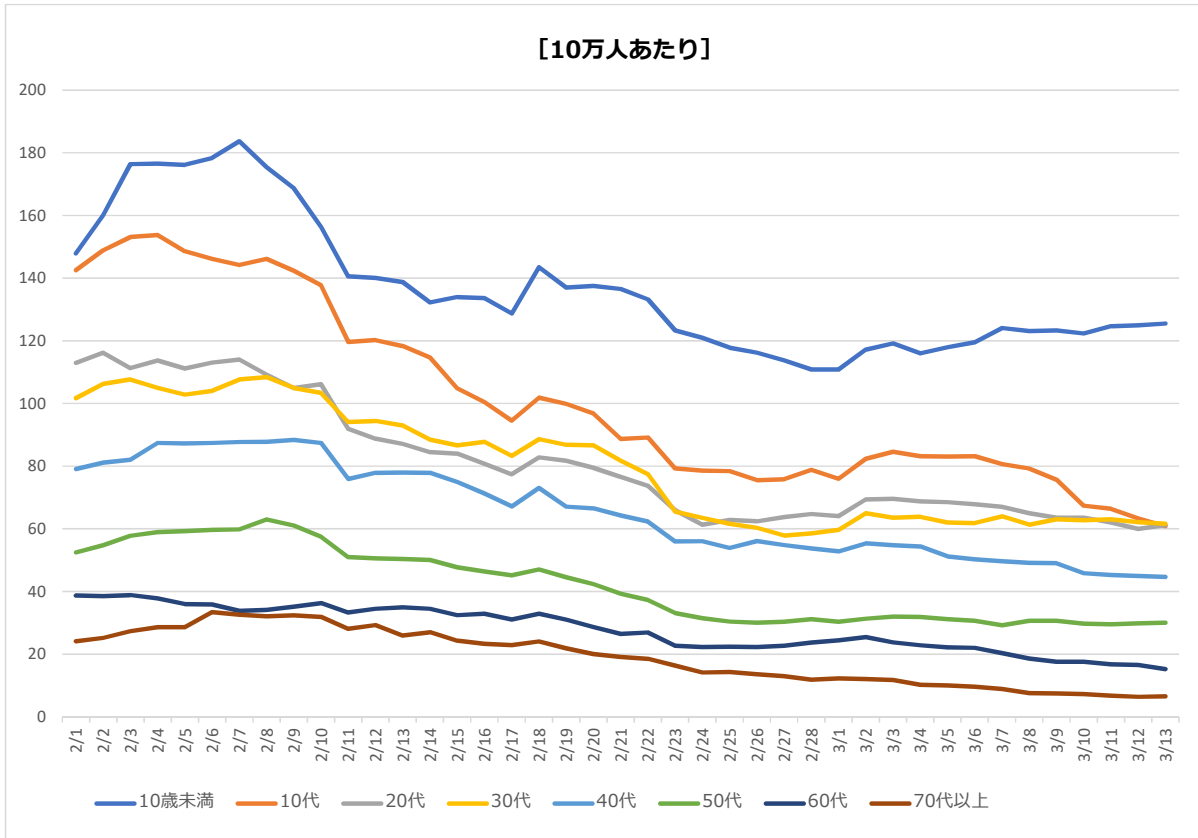
● 7日間合計（人口10万人あたり）



年代別7日間平均の新規感染者 推移

公開

※確定日~3/13



新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種の概要

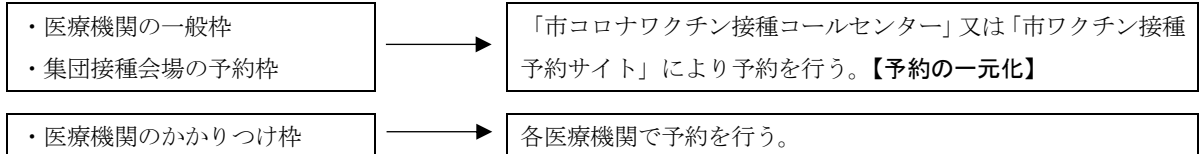
(1) 3回目接種（追加接種）

ア 接種開始時期

2回目の接種から6か月経過後

※ 接種券は、2回目接種から6か月経過後に接種が可能となるように発送する。

イ 予約方法



ウ 妊婦及び同居するパートナー（配偶者等）の方が安心して接種を受けられる体制の整備

妊婦・パートナーの方への接種を実施する医療機関（12か所）を公表している。

エ 12歳以上17歳以下の方への3回目接種に向けた準備

現在、3回目接種の対象は18歳以上の者とされているが、国が令和4年3月11日付け通知で「早ければ本年4月から、12歳以上17歳以下の者に対する追加接種が予防接種法に基づく予防接種として位置付けられることも考えられる」との考えを示したため、接種体制の準備を進めている。

(2) 1・2回目接種

ア 12歳以上

集団接種会場（中央コミュニティセンター）で実施

※ 18歳までの方の1・2回目接種は、18か所の小児科においても実施

イ 小児（5～11歳）

86か所の医療機関で実施

※ 4月分の一般枠の予約受付は、3月22日（火）8時30分から開始

2 3回目接種に係る接種会場

(1) 個別接種 約370か所

(2) 集団接種（3月）

会場名	開設する曜日・時間	接種規模	使用するワクチン
中央コミュニティセンター	週1日（日）9:00～17:00	640人/日	ファイザー
	週5日（月～金）18:00～21:00	240人/日	
花見川保健福祉センター	週2日（土、日）10:00～17:00	320人/日	モデルナ
イコアス千城台	週7日 10:30～18:30	800人/日	モデルナ
イオンモール幕張新都心グランドモール	週6日（水以外）10:30～19:30	400人/日	モデルナ
蘇我コミュニティセンター	週6日（月以外）10:00～19:00	720人/日	モデルナ
ワンズモール【臨時】	週6日（木以外）10:30～19:30	800人/日	モデルナ

※ 集団接種会場による週の接種回数は、最大19,600回

※ 個別接種と集団接種（職域接種等を除く）による週の接種回数は、約39,000回（2/28と3/7の週の平均）

※ 中央コミュニティセンターの一部は、1・2回目接種にも使用する。

集団接種（4月1日～15日）

会場名	開設する曜日・時間	接種規模	使用するワクチン
中央コミュニティセンター	週1日（日）9:00～17:00	640人/日	ファイザー
	週5日（月～金）18:00～21:00	240人/日	
花見川保健福祉センター	週2日（土、日）10:00～17:00	320人/日	モデルナ
イコアス千城台	週7日 10:30～18:30	800人/日	モデルナ
イオンモール幕張新都心グランドモール	週4日（月・金～日）10:30～19:30	320人/日	モデルナ
蘇我コミュニティセンター	週4日（木～日）10:00～19:00	720人/日	モデルナ
ワンズモール【臨時】	週3日（金～日）10:30～19:30	800人/日	モデルナ

※ イオンモール幕張新都心グランドモールは、4月から3階イオンホールに会場変更。また、1日、2日、11日、15日は休止。

※ 集団接種会場による週の接種回数は、最大14,640回

※ 中央コミュニティセンターの一部は、1・2回目接種にも使用する。

3 接種状況

※ 3月17日（木）に取得した国のVRS（ワクチン接種記録システム）に登録された3月16日（水）時点の数値による。

（1）接種状況

区分	接種率の分母	1回目		2回目		3回目	
		人数	接種率	人数	接種率	人数	接種率
65歳以上	65歳以上人口	243,400	95.63%	242,179	95.15%	203,714	80.04%
全年代 （小児接種除く）	12歳以上人口	783,462	88.44%	777,588	87.78%	338,559	—
	全人口		80.38%		79.78%		34.73%

（2）年代別接種率

年代	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1回目接種率	79.11%	83.23%	82.49%	82.33%	93.01%	93.58%	95.63%
2回目接種率	77.20%	82.29%	81.76%	81.86%	92.64%	93.30%	95.15%
3回目接種率	2.41%	15.84%	16.48%	19.34%	29.80%	52.26%	80.04%

4 予防接種証明書の交付状況（3月16日（水）時点）

		交付件数	制度開始日
紙	国外用	6,862件	7/26～
	国内用	102件	
電子	国外用	51,001件※	12/20～
	国内用		

※ 電子の予防接種証明書の交付件数は、現段階では国外用と国内用に分けることができない。

高齢・障害施設・事業所の状況と対応について

令和4年3月17日
保健福祉部

1 施設における感染者の状況等（1月以降、3月15日報告分まで）

	感染施設・事業所数		感染者数合計		
		うち、クラスター発生施設数		うち、従事者数	うち、利用者数
合 計	830	26	1,939	909	1,030
うち、1月分合計	224	2	717	333	384
2月分合計	456	21	1,008	462	546
3月分合計	150	3	214	114	100
うち、高齢施設	542	25	1,425	733	692
障害施設	288	1	514	176	338

※ 市内高齢施設・障害施設 約2,000か所

2 主な対応

(1) 感染症防止対策の徹底の周知

体調管理、施設内の衛生管理、感染者が発生した場合の対応等、基本的な感染症防止対策に係る通知を全事業所に随時発出

(2) 従事者に対するPCR検査の実施、新規入所者のPCR検査費用助成

ア 従事者に対するPCR検査の実施

- ・全ての従事者（約2,000か所、約27,000人）を対象とする。
- ・まん延防止等重点措置の適用等の期間は月2回を上限
- ・令和3年度（4月～2月末日）で、延べ約289,000人が受検、感染者検出数373人（うち、1～2月分実績約36,000件、感染者検出数252人）

イ 新規入所者のPCR検査費用助成

- ・新規入所者に施設が行ったPCR検査費用を助成
- ・補助額上限：15,000円、補助率：10/10
- ・令和3年度（4月～2月末日）で、補助実績400件

(3) 社会機能維持者の事業の継続（高齢・障害施設への抗原定性検査キットの配布）

濃厚接触とされた高齢者等施設従事者について、業務への従事が事業の継続に必要である等の一定の要件を満たした場合は、陰性確認により、待機を解除することが認められることから、希望施設に対し、抗原定性検査キットを配布する。

- ・対象施設：高齢・障害施設・事業所
- ・申込期間等：3月9日から

(4) 感染施設に対する支援

- ・医療用マスク、防護ガウン、フェイスシールド等の必要な物資を支援
- ・施設・事業所の状況を把握し、感染拡大防止に係る相談に応じ、助言指導を行う
- ・特に感染が拡大している施設については、千葉県のカラスタ対策班とも連携し、ゾーニング等の衛生管理に係る現地での実地指導を実施

市民の皆様へのお願い

令和4年3月

春休みや年度替わりを迎えるこれからのシーズンは外出や人と会う機会が増え、新型コロナウイルスの感染リスクが高まります。今一度感染防止の意識を高め、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底をお願いします。



お花見

旅行

など

いつでも
どこでも

感染防止
意識

感染防止対策

- 3つの密(密閉・密集・密接)の回避
- マスクの着用(不織布マスクを推奨)
- 手洗い・消毒 ○ 換気
- 人と人との距離の確保

外出も



- ✓ 混雑した場所や感染リスクの高い場所は避ける
- ✓ 都道府県間の移動は基本的な感染防止対策を徹底

食事も



- ✓ 短時間で ✓ 黙食 ✓ 手指消毒
- ✓ 会話時はマスク
- ✓ 1テーブル4人を基本に、一定の距離を確保できる人数で



屋外でのお酒を伴う
宴会は控えてください

一日も早く感染を収束させ、日常を取り戻しましょう

保育所等の登園自粛要請の終了について

1 現状

(1) 期間

1月25日(火)～3月21日(月)まで

※2回の期間延長

(2) 対象

- ・全ての保育所、認定こども園、小規模保育事業等
- ・企業主導型保育、保育ルーム

※国あるいは市が運営費の一部を助成している認可外保育施設

(3) 保育料

減免措置

※1月及び3月は日割り計算

※2月は15日以上休んだ場合は全額免除、15日未満の場合は日割り計算

(4) 登園率

2月上旬までは概ね65%程度。2月下旬からは70%超(通常時は概ね80%程度)

2 まん延防止等重点措置解除後

- ・保育所等における感染は未だ減少傾向にない
- ・自身の子どもが濃厚接触者になるなど保育士が出勤困難となり、保育士不足となるケースがある。



保育士不足となった園については、園からの申し出を受け、個別に市から保護者に登園自粛要請を行うことで対応する。

保育料は日割り計算で減免

現状と同様、認可外保育施設も対象

令和4年3月17日
都市部

感染拡大防止のための花見期間の公園における対応について

1. さくらの名所である泉自然公園など28公園において感染防止対策の看板（下記5参照）を掲示。
2. 昭和の森など大規模公園では、感染防止対策の園内放送を実施。
3. 亥鼻公園において例年、開催される「千葉城さくら祭り」は中止。
（主催者 千葉市観光協会）
4. 3月26日、27日の休日は、大規模公園において、市職員や指定管理者などが巡回を実施する。（参考 千葉公園 満開予想日：29日（火））
5. 掲示看板

市民の皆様へのお願い 令和4年3月

春休みや年度替わりを迎えるこれからのシーズンは外出や人と会う機会が増え、新型コロナウイルスの感染リスクが高まります。今一度感染防止の意識を高め、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底をお願いします。

お花見

いつでもどこでも
感染防止意識

感染防止対策

- 3つの密(密閉・密集・密接)の回避
- マスクの着用(不織布マスクを推奨)
- 手洗い・消毒
- 人と人との距離の確保

お花見

- ✓ 混雑した場所や感染リスクの高い場所は避ける
- ✓ 大声を出さず、節度を持って
- ✓ お酒を伴う飲食はお控えください

一日も早く感染を収束させ、日常を取り戻しましょう

千葉市 CHIBA CITY

令和4年3月17日

教 育 部

市 民 部

市立学校におけるまん延防止等重点措置解除後の教育活動等について

1 部活動について

<小・中・特別支援学校>

感染防止対策を徹底した上で、活動内容の制限を緩和する。

○活動時間・・・通常期と同じ平日2時間・休日3時間程度とする。

○練習試合等・・・市内の学校との練習試合・合同練習等を可とする。

(市外の学校との練習試合・合同練習等は引き続き不可)

<市立高等学校>

県立高等学校における制限の緩和内容に準ずる。

○感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を可とする。

○県外を含め、他校との練習試合・合同練習等を可とする。

2 その他

(1) 春休み期間の健康管理について

保護者及び児童生徒に健康観察の徹底をあらためて周知する。

(2) 学校体育施設開放事業における地域団体のスポーツ活動等について

上記部活動の制限緩和を踏まえ、活動時間等の制限を緩和する。

○活動時間・・・3時間程度とする

○練習試合等・・・市内の団体との練習試合等を認める。

(市外の団体との練習試合等は引き続き不可)